

名古屋市災害復興マニュアル (案)

令和元年 月

名古屋市

目 次

序章 背景と目的

1	災害復興マニュアルの目的と位置づけ	3
	(1) 目的	
	(2) 位置づけ	
2	災害復興の必要性和考え方	4
	(1) 大規模災害の切迫性	
	(2) 復興に向けた事前準備の必要性	
	(3) 復興業務のイメージ	
3	本マニュアルの活用方法	8
	(1) マニュアルの役割	
	(2) マニュアルの記載内容	
	(3) 見直し・更新	
4	対象とする災害	9
	(1) 南海トラフ巨大地震に関する被害想定	
	(2) 風水害に関する被害想定	
	(3) 高潮に関する被害想定	
5	関連する主な既存計画	13
6	復興の視点(案)	15

第1章 復興体制の構築

1	復興体制の整備	19
	(1) 災害復興本部の設置	
	(2) 災害復興本部の構成	
2	災害復興本部の運営	27
	(1) 災害復興本部会議の運営	
	(2) 被害状況及び復旧・復興状況の把握	
3	復興計画の策定	30
	(1) 災害復興計画の策定	
4	復興財源・用地の確保	44
	(1) 復興財源の確保	
	(2) 用地の確保	
	(3) 人的資源の確保	
5	広報・相談対応の実施	50
	(1) 広報活動の展開	
	(2) 相談・各種申請の受付	

第2章 都市の復興

1 災害復旧・復興への着手	59
（1）災害廃棄物処理の実施	
2 安全な市街地・公共施設の整備	60
（1）市街地復興基本方針の策定	
（2）市街地復興計画（骨子案）の策定	
（3）市街地復興計画の策定・推進	
（4）災害危険区域等の設定	
（5）宅地・公共建築物の移転・嵩上げ	
3 都市基盤施設の復興	66
（1）道路の復興	
（2）河川の復興	
（3）都市公園等の復興	
（4）ライフライン施設の復興	
（5）農業施設等の復興	

第3章 住宅の復興

1 緊急の住宅確保	75
（1）被災住宅の応急修理・障害物除去	
（2）市営住宅等における応急対応	
（3）応急的な住宅の供給戸数の検討	
（4）応急的な住宅の供給	
（5）応急的な住宅の入居者募集・選定	
（6）利用の長期化・解消への措置	
2 恒久住宅の供給・再建	84
（1）住宅供給に関する基本計画の策定	
（2）民間住宅の再建支援等	
（3）災害公営住宅等の供給	

第4章 暮らしの復興

1 被災者への経済的支援	91
（1）給付金等	
（2）各種減免猶予等	
（3）義援金	
（4）消費生活の安定	

2	雇用の維持・確保	99
	(1) 雇用状況の調査	
	(2) 雇用の維持	
	(3) 離職者の生活・再就職支援	
3	公的サービスの回復等	103
	(1) 公共施設の復旧	
	(2) 医療・保健対策	
	(3) 福祉対策	
	(4) 学校（園）の再開	
	(5) ボランティアとの連携	
	(6) 外国人支援	
4	文化の再生	114
	(1) 文化・社会教育施設等の再建	
	(2) 文化財等の保護・復旧	
	(3) 災害記憶の継承	
5	コミュニティの再生	117
	(1) コミュニティの再生	

第5章 産業の復興

1	産業の復興支援	121
	(1) 被害状況等の把握	
	(2) 経営相談・各種融資制度の周知	
2	中小企業の再建	125
	(1) 再建資金の貸付等	
	(2) 事業再建の支援	
	(3) 観光振興	

参考資料

災害者支援策一覧表（災害救助法が適用される場合）	131
--------------------------	-----

序 章

背 景 と 目 的

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

序章 背景と目的

1 災害復興マニュアルの目的と位置づけ

(1) 目的

大規模な災害が発生した場合に、本市が迅速かつ的確な復興を実施するためには、復興に向けた分野別業務の内容や一連のプロセス・体制についてあらかじめ整理し、行政職員等が復興に係る全体像を共有しておく必要がある。

「名古屋市災害復興マニュアル（仮称）」（以下、「本マニュアル」という）は、大規模な災害が発生した場合に、本市において一刻も早い円滑な復興に資することを目的として作成する。

(2) 位置づけ

平成 25（2013）年 6 月に成立した「大規模災害からの復興に関する法律」（以下、「復興法」という）では、大規模災害を受けた市町村は、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるとされている。また、災害対策基本法に基づく「名古屋市地域防災計画」では、②風水害等災害対策計画編及び③地震災害対策計画編第 2 章第 3 節「災害復興計画」において、復興計画策定の必要性が示されている。

本マニュアルは、「災害復興計画」の策定を始めとした復興対策を実施するための「復興の考え方」「復興に向けた体制」「復興の具体的手順」を事前に整理し、手引きとしてまとめたものである。

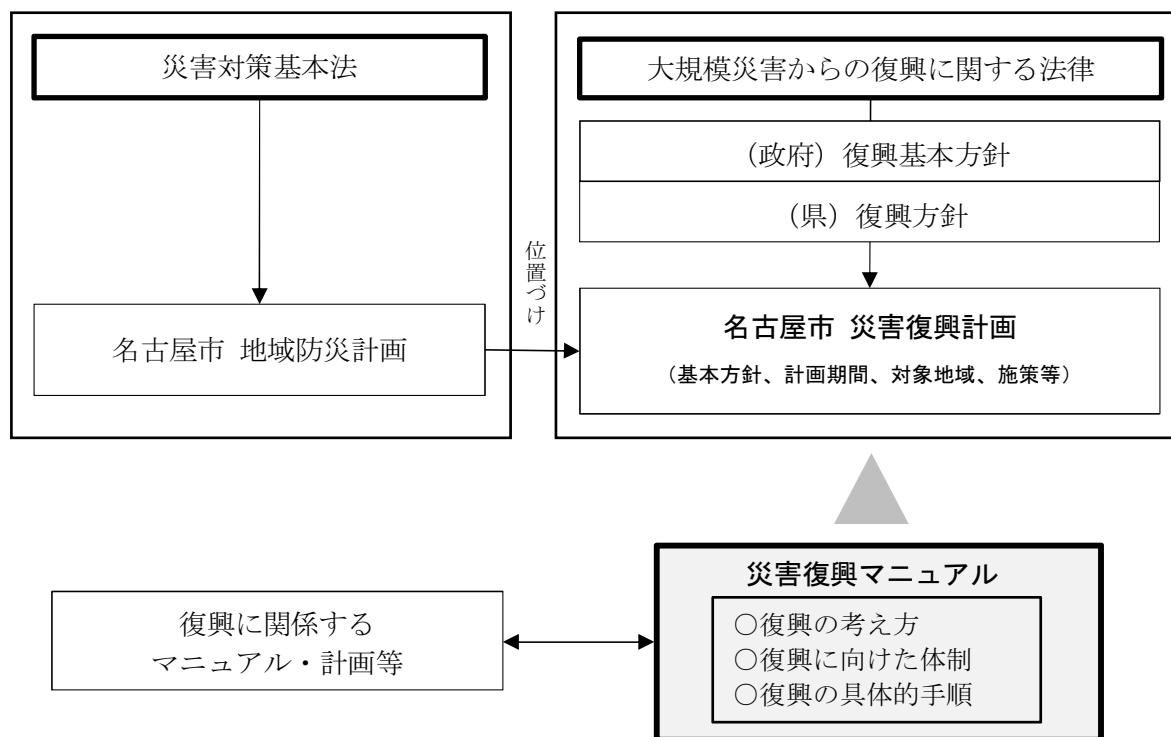


図1 災害復興マニュアルの位置づけ

2 災害復興の必要性和考え方

(1) 大規模災害の切迫性

平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災は、巨大地震と大津波、福島第一原発事故による放射能汚染という、かつて経験したことのない巨大かつ深刻な複合災害となった。その復興に向けた取り組みは長期間にわたっており、数多くの被災者が全国で避難生活を強いられている。

熊本地震（平成 28 (2016) 年 4 月発生）では、車中泊等の多様な避難生活への対応や応急仮設住宅の整備の遅れなど、被災者支援や生活再建に関する課題がうきぼりになった。

当地域では、南海トラフ沿いで、宝永地震(1707 年)、安政東海・安政南海地震(1854 年)、昭和東南海(1944 年)・昭和南海地震(1946 年) など、おおむね 100 年～200 年の間隔で海溝型の大地震が繰り返し発生しており、明治 24 (1891) 年には活断層で起きる地震としては我が国最大規模の濃尾地震も経験している。

また、戦後においては、昭和 34 (1959) 年の伊勢湾台風や平成 12 (2000) 年の東海豪雨など、甚大な風水害も発生している。

これら近年の地震災害・風水害の教訓や、懸念される南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害発生 of 切迫性等を勘案すると、大規模災害の発生、さらには想定外の事態も見据えて、事前に復興対策を講じておくことが必要となっている。

(2) 復興に向けた事前準備の必要性

名古屋市及び周辺地域は、東京と大阪の中間で交通の要衝を担うとともに自動車などの製造業を中心に我が国の産業をリードする重要な役割を有している。

このような地理的・社会的状況のもと、被災地域の再建・復興を重視した総合的な計画のもとに的確な対策を推進し、迅速な復興を図ることが、名古屋大都市圏の中心都市である本市に課せられた使命である。

災害後の復興について事前に検討する取り組みは、阪神・淡路大震災以降、「事前復興」などの表現で必要性が主張されてきた。

被害が軽微である場合は、応急対策や復旧対策により早期に日常的な生活や都市活動に戻すことが可能である。しかし、一定規模以上の災害の場合には、インフラ等をもとの状態へ戻す「復旧」ではなく、新たな市街地や住宅、市民生活や産業などを人為的に再構築する「復興」の実施が必要である。

復興法においては、基本理念として第三条に、「大規模な災害からの復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進することを基本理念として行うものとする」と定めている。

即ち、大規模災害時には、生活の再建・経済の復興とともに将来を見据えたハード・ソフトの地域づくりを推進すべきものとしている。

しかしながら、事前の準備がないと被災時に大混乱となるため、的確な選択と政策決定、合意形成を十分に行うことは難しく、被災者に更なる困難をもたらすことになる。

このため、予想外の事態への対応も加味しながら、事態を想定しその手順を事前に明らかにするなどの準備＝「災害復興マニュアルの策定」を進めておくことが重要になる。

（３）復興業務のイメージ

本マニュアルは、発災後における「応急」「復旧」「復興」という災害対策の流れのうち、「復興」に係る業務をその対象範囲とする。

なお、「復旧」と「復興」については、それぞれを概ね次のような意味として区分して用いる。

■復旧

「災害復旧」とは、主に被災した道路、河川などの公共土木施設や学校等の公共施設、ライフライン等を被災前と同じ機能に戻すことである。また、被害の拡大を防ぐための措置としての「応急工事」も災害復旧等に含まれることがある。本マニュアルでは、これらを併せて「復旧」と呼ぶこととする。

■復興

本マニュアルでは、被災地において、被災前の状況と比較して「安全性の向上」や「生活環境の向上」、「産業の高度化や地域振興」が図られる等、街や暮らしが質的な向上することを「（被災地の）復興」と呼ぶこととする。

また、次ページに、災害発生後に設置される災害対策本部が実施する業務、災害復興本部が実施する業務のイメージを示すが、主に本マニュアルが対象とするものは、災害復興本部が実施する業務内容とする。

ただし、復旧業務のうち復興業務に関連の深いものについても本マニュアルの対象とする。

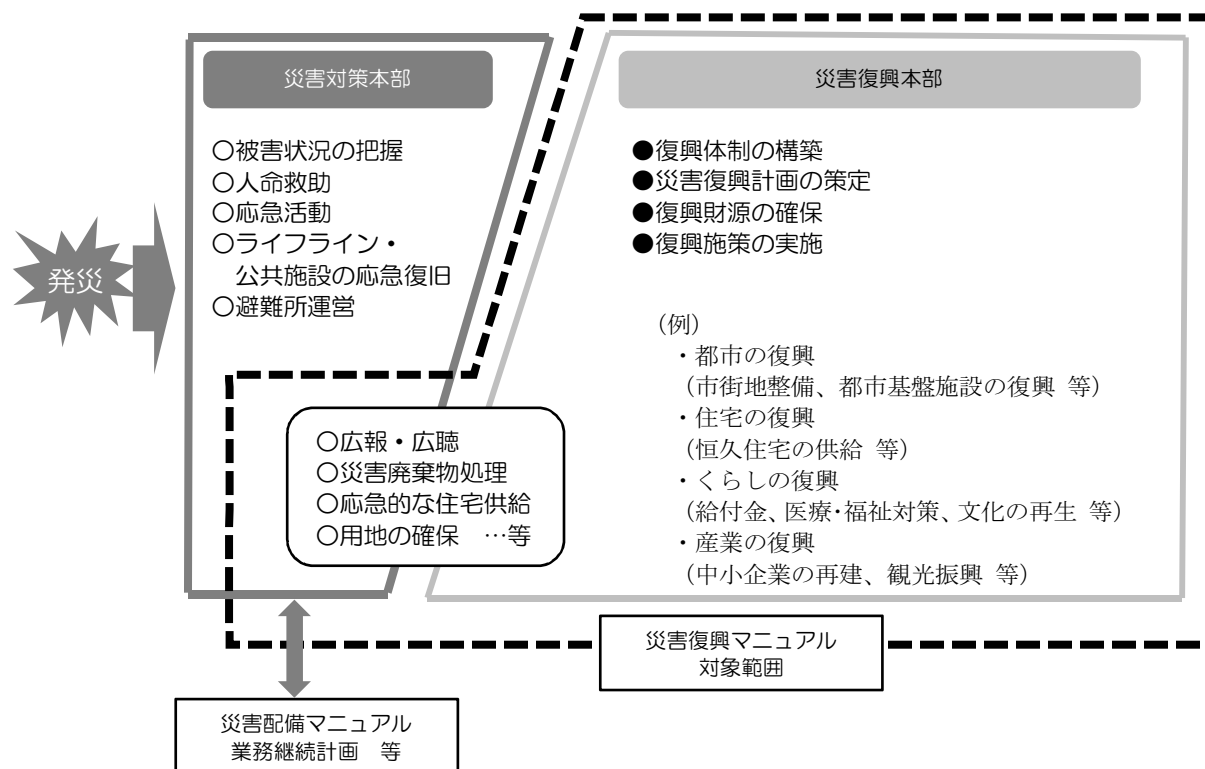


図2 復旧および復興のイメージ

災害復興計画とは？

大規模災害発生後の混乱した状況にあっても、本市が迅速かつ的確な復興をするためには、様々な復興施策の根幹となる計画である「災害復興計画」が必要である。

「災害復興計画」は、総合計画と理念、将来像を共有しながら、被災の教訓を踏まえて、本市の復興に向けての方針（基本方針）を決定し、一日も早い復興のために必要な取り組みを確実に進めるための計画である。また、復興を契機として新たな施策を実施し、様々な課題を解決するため、既存の総合計画の一部を補完するものである。

平常時と大規模災害時における「災害復興計画」と総合計画との関係を整理すると、おおむね下図のイメージとなる。「災害復興計画」は、被災状況や総合計画の策定状況等に応じて、様々な形態が考えられる。

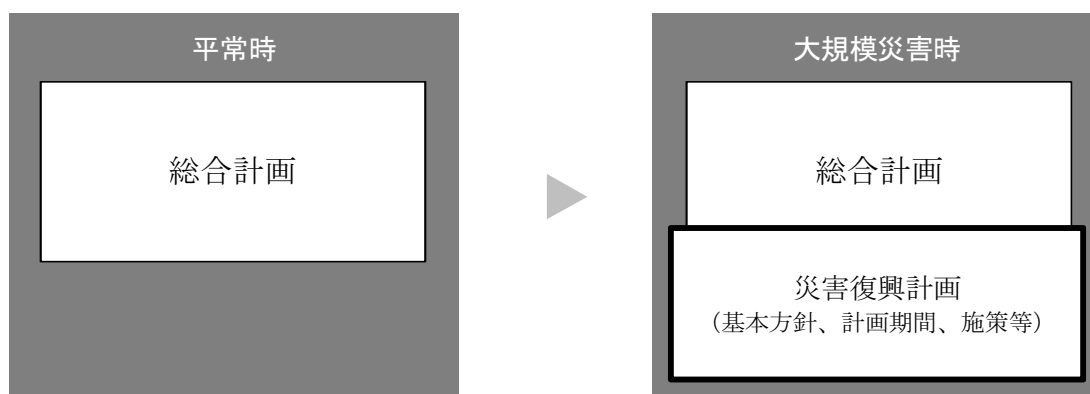


図3 災害復興計画と総合計画の関係

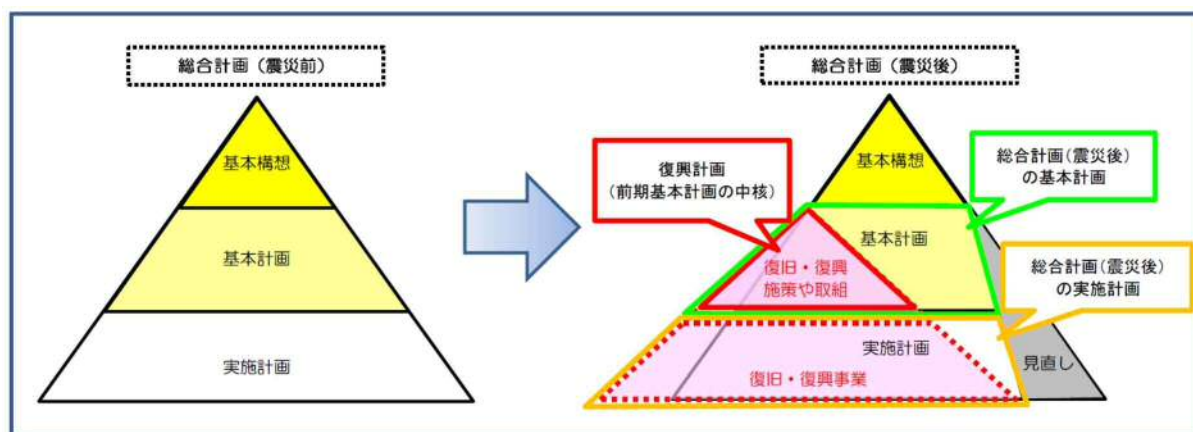


図4 熊本市における復興計画のイメージ図（出典：熊本市震災復興計画）

なお、「災害復興計画」には、将来像を共有し、基本方針を市民に示すことで、復興に対する意欲を呼び起こすという役割もある。

3 本マニュアルの活用方法

(1) マニュアルの役割

本マニュアルは、大規模災害時において、発災直後の応急・復旧活動に並行して復興準備や本格的な復興を速やかに展開できるようにするためのものである。

(2) マニュアルの記載内容

本マニュアルは、復興時における施策項目に関する概要、具体的な行動、実施時期、所管を施策ごとに整理したものと、その取り組みを実施する際に留意すべき事項や事前に調整しておくべき対策を以下のように記載している。合わせて、各対策に関連する他都市の復興事例等を参考として紹介している。

なお、取り組み手順や留意事項は、本マニュアルの策定時に考え得る事項を網羅的に挙げたもので、実際に災害が発生した場合、その状況に応じ、必要な取り組みを選択して実施する。また、本マニュアルに記載のない取り組みについても、状況によっては対応しなければならないことに留意する必要がある。

○概要

※施策に関する目的、概要、背景等について記載

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
※施策を実施する際の具体的な行動を記載	※具体的行動を実施する時期の目安を記載	※具体的な行動の実施が想定される担当局室を記載	※具体的行動の内容について記載するとともに、必要に応じて手順等を記載

○留意事項

※施策を実施する際に留意すべき事項を記載

○事前対策

※施策を実施する際に平時から調整・準備しておくべき事項を記載

(参考)

※参考となる他都市の復興事例、各局室で策定した個別計画等を記載

(3) 見直し・更新

本マニュアルを大規模災害時に役立たせるためには、周知、啓発とともにマニュアルをもとにした訓練を行い、職員が復興手順を習熟しておくことが重要である。

また、マニュアルの実効性を確保するため、マニュアルを活用した訓練等を通じて絶えず検証し、新しい視点や知見を取り入れながら、必要に応じて、マニュアルの見直し・更新を続けていくものとする。

4 対象とする災害

本マニュアルでは、広域的に被害が発生し、復興に中長期的な取り組みが必要とされる自然災害を対象とする。本市の喫緊の課題である南海トラフ巨大地震及びこれに伴う津波をはじめとした大規模地震災害、大型台風（それに伴う暴風や高潮被害を含む）や集中豪雨による風水害等の被害想定を、参考として以下に示す。

（1）南海トラフ巨大地震に関する被害想定

本市は、南海トラフ沿いにおいて、概ね 100 年～200 年の間隔で繰り返し発生する巨大地震として、宝永地震以降の 5 つの地震を参考に想定した「過去の地震を考慮した最大クラス」の地震と、千年に一度あるいはそれよりも発生頻度は低い、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす地震として「あらゆる可能性を考慮した最大クラス」の地震の 2 つの地震を想定し、平成 26（2014）年 2 月に「震度分布、津波高等」に関する被害想定を、平成 26（2014）年 3 月に「人的被害、建物被害等」に関する被害想定を公表した。また、平成 26 年（2014）年 11 月には、愛知県による津波浸水想定が公表された。

表 1 本市独自の南海トラフ巨大地震の被害想定（抜粋）

区分	最大震度	最高津波水位 (T.P)	死者数	地震動による全壊棟数	直接的経済被害
過去の地震を考慮した最大クラス	6 強	3.3m	約 1,400 人	約 4,900 棟	約 3.54 兆円
あらゆる可能性を考慮した最大クラス	7	3.6m	約 6,700 人	約 34,000 棟	

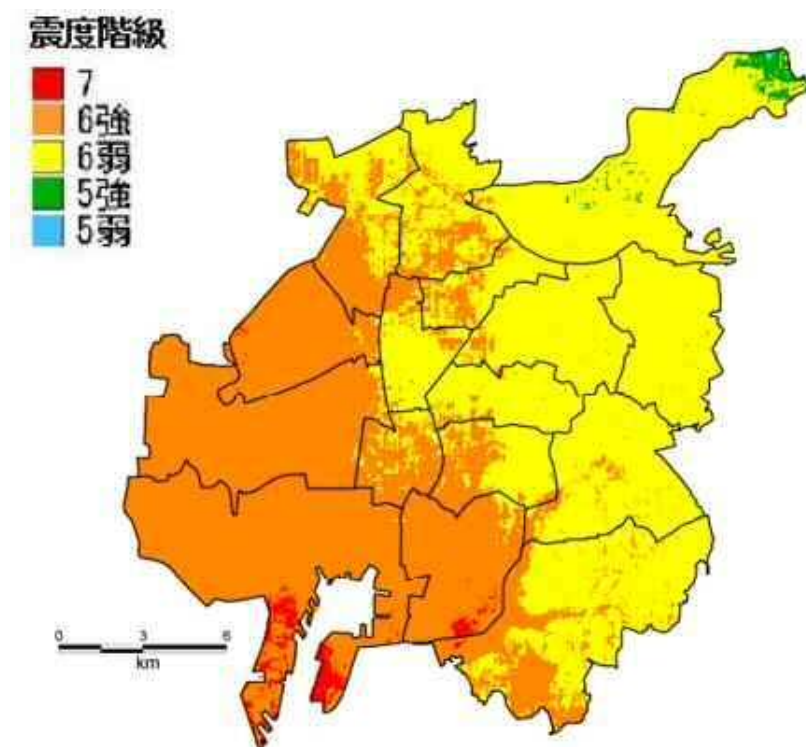


図5 震度分布（あらゆる可能性を考慮した最大クラス、平成26年名古屋市公表）

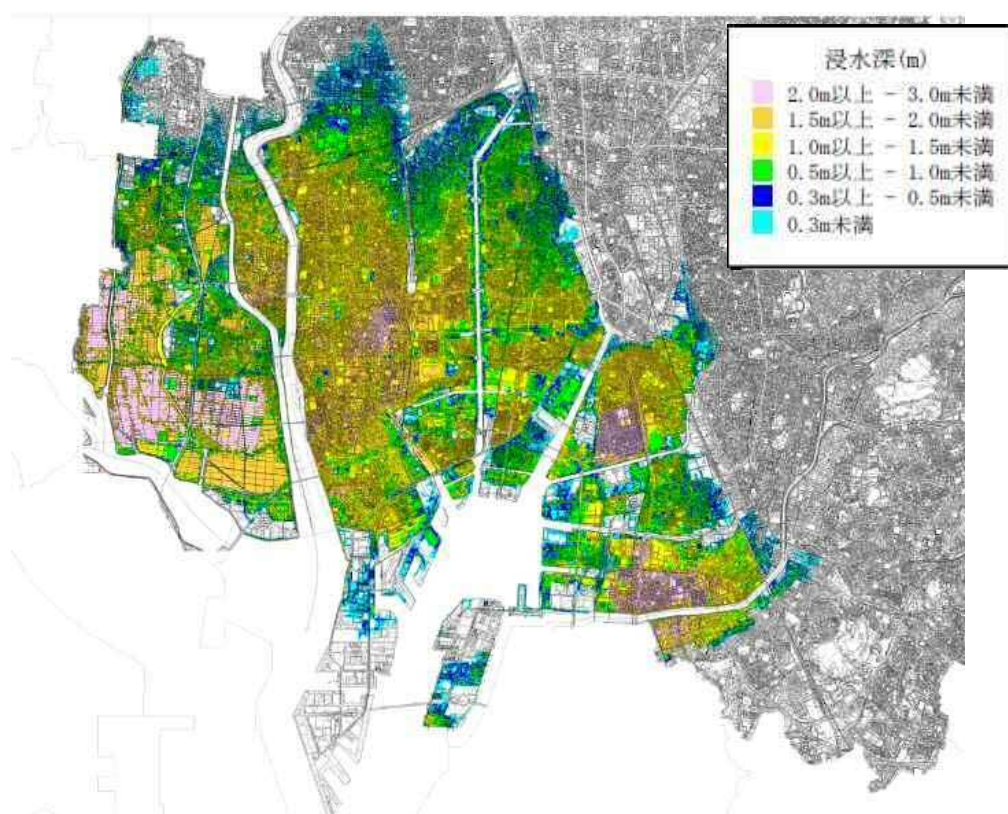


図6 津波浸水深（あらゆる可能性を考慮した最大クラス、平成26年名古屋市公表）

（２）風水害に関する被害想定

洪水・内水に関する既存の被害想定として、本市では平成 12（2000）年の東海豪雨による被害等を踏まえ、平成 22（2010）年 6 月に洪水や内水はん濫による浸水が予想される地域を示した「あなたの街の洪水・内水ハザードマップ」を作成・公表している。洪水ハザードマップは主要な河川において計画規模の雨が降った場合、内水ハザードマップは東海豪雨レベルの雨が市全域に降った場合を前提としており、市域の北部から西部の河川沿いを中心に浸水被害が予想される。

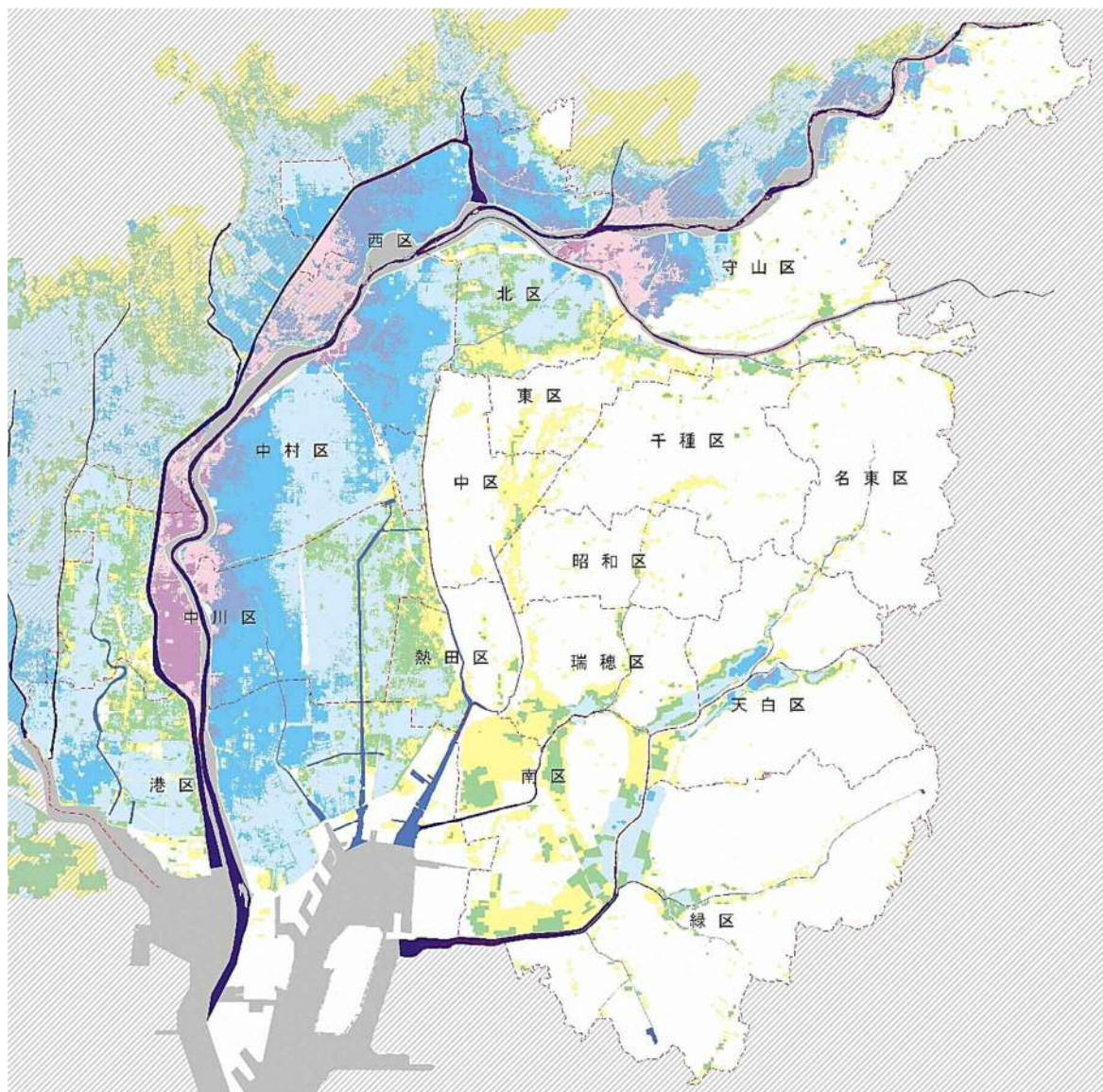


図7 洪水・内水ハザードマップ（洪水と内水はん濫の最大浸水深、平成 22 年名古屋市公表）

(3) 高潮に関する被害想定

高潮に関しては、愛知県において、日本に上陸した既存最大規模の台風（室戸台風級）が、愛知県沿岸に対し最も高潮に影響があるコースをとる場合の「高潮浸水想定」を平成 26（2014）年 11 月に公表しており、これによると、市域の南西部で広域的な浸水被害が想定されている。

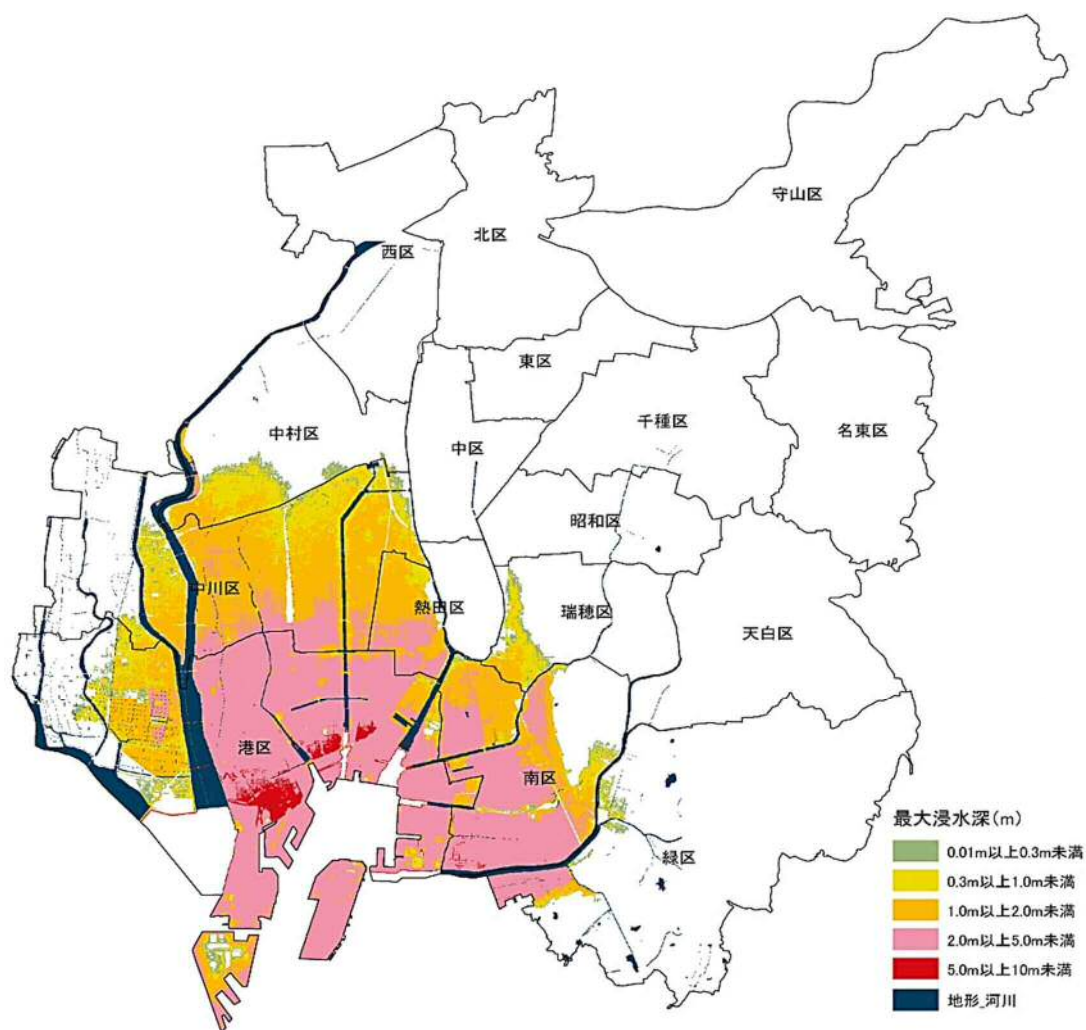


図8 高潮浸水想定（平成 26 年愛知県公表）

5 関連する主な既存計画

<名古屋市計画・マニュアル等>

○名古屋市総合計画 2023【総務局】

令和元年 9 月策定予定。名古屋市基本構想のもと、多様化・複雑化する市政の課題に的確に対応し、市民ニーズに応じていくため、長期的展望に立ったまちづくりを明確化するもの。本計画をふまえ、毎年度の予算を編成する。

○名古屋市地域強靱化計画【防災危機管理局】

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、国や愛知県、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、名古屋市の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針。

○名古屋市地域防災計画【防災危機管理局】

災害対策基本法等に基づき地震・風水害をはじめとする自然現象又は大規模な事故並びに産業災害等に対処するため、市域にかかる防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定めた総合的な計画。

○名古屋市災害対策実施計画【防災危機管理局】

市民の命を守り、市民生活への影響を最小化するという理念のもと、災害による被害軽減のために、本市が実施すべき震災対策・風水害対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定された計画。

○名古屋市総合排水計画【緑政土木局・上下水道局】

本市が管理する治水施設の整備に関する全市的な目標を定めるとともに、ソフト対策を含めた総合的な治水対策の方針を示した計画。

○名古屋市業務継続計画【防災危機管理局】

災害により行政機能が低下する中であっても、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務の実施に全力を挙げる体制を整えることを目的とするもの。

○非常配備マニュアル【全局】

市域に災害の発生が予想される場合あるいは災害の発生した場合の対応を各職員がすみやかに行えるよう、それぞれの任務を具体的かつ明確にまとめたもの。

○名古屋市都市計画マスタープラン【住宅都市局】

長期的な視点に立ち、将来の都市像やまちづくりの方向性を示すとともに、地域住民・企業・行政などの協働によるまちづくりを進めるガイドラインとなる、まちづくりの基本方針。

○名古屋州市街地復興計画マニュアル【住宅都市局】

復興準備の一環として、過去の大震災の教訓を踏まえ、大規模地震の発生により市街地に大きな被害が発生した場合、非常時下で住民合意形成を図りつつ市街地復興計画等を迅速かつ円滑に作成するための具体的な手順や基準等について定めたもの。

○震災に強いまちづくり方針【住宅都市局】

新たな被害想定をもとに、より一層安全で震災に強い市街地の形成に向け、地震・火災対策の充実を図るとともに、新たに津波等を考慮した震災に強いまちづくりを推進することを目的とするもの。

○名古屋市災害廃棄物処理計画【環境局】

東日本大震災等の経験・教訓を踏まえ、大規模災害時における市民の健康・安全の確保や速やかな復旧・復興が可能となるよう、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を図ることを目的とするもの。

＜愛知県計画・マニュアル等＞

○愛知県震災復興都市計画の手引き

震災により都市基盤が未整備な市街地に大きな被害が発生した場合等において、住民との合意形成を図りつつ市街地開発事業等により迅速な復興を行うため、被災以後の県職員の詳細な行動内容を示すとともに、県内市町村職員の行動手順や対応方法の基本を示し、市町村が復興対策を策定する際の指針となるもの。

○愛知県被災者生活再建・産業再建支援マニュアル

東日本大震災における新たな課題や南海トラフ地震に係る被害予測調査結果等を踏まえ、復旧期の災害対応を迅速かつ的確に行うため、各業務の担当者が実際の事務に活用できるよう、分野ごとに実施すべき対応項目とその手順や役割分担、復興に向けた体制等を定めたもの。

＜国計画・マニュアル等＞

○復旧・復興ハンドブック【内閣府（防災担当）】

主に発災後の利用を想定して復旧・復興に関する手順や参考情報を示したマニュアルであり、被災地方公共団体における迅速かつ円滑な復旧・復興への取り組みを支援することを目的として作成したもの。

6 復興の視点（案）

大規模災害により、市内は壊滅的な被害を受け、多くの人々が被災することが考えられる。そこからの復興は、災害前から目指していた「総合計画」「都市計画マスタープラン」等の中長期的な諸計画を踏まえつつ、災害に強いまちづくりを進めることはもちろん、復興を契機として新たな施策を作り、様々な課題を解決すべく復興を進める。

その復興の取り組みを進めるために、名古屋市基本構想及び他都市の被災の教訓を踏まえて、以下に復興の視点（案）を掲げた。なお、これらは、大規模災害時において、災害復興計画の策定を始めとした各種施策に迅速かつ的確に取り組むことを目指して検討したものであるが、実際に起きる災害の種類や規模によって状況は異なるため、参考（案）として掲載する。

（参考1）復興の視点（案）

① 被災を最小限に抑える減災復興

再び大規模な災害が発生した場合でも、市民の生命・財産の被害を最小限に抑え、市民が安心して暮らせることができるよう、ハード・ソフトの両面から総合的な減災復興を進める。

② 新たなナゴヤを創造する復興

歴史・文化など本市が持つ特徴・強みの継承、地域コミュニティの維持及び強化はもちろん、復興を契機とし、様々な課題に対して、抜本的な改善を含めた計画的なまちづくりによる新たなナゴヤの創造に向けた復興を進める。

③ 被災者が希望と活力を感じる復興

心に大きな傷を負われた被災者の方々が、災害を乗り越え豊かな人生を送ることができるよう、希望と活力を感じる復興を進める。

※ 上記のほか、平常時から必要な視点として、「多様な市民の意見を反映する」、「市民・企業・行政のパートナーシップを活かす」、「名古屋大都市圏全体を見据え、周辺地域との相互連携を考慮する」等がある。

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

第1章

復興体制の構築

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

第1章 復興体制の構築

1 復興体制の整備

(1) 復興体制の検討

○概要

市民生活の再建等、本市の復興を支援する諸事業を迅速かつ計画的に実施するため、復興に係る名古屋市の意思決定機関として、災害復興本部の設置を検討する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
災害復興本部の設置の検討	被災後～ 1週間程度	総務局 防災危機管理局 (災害対策本部)	・災害の重大性に鑑み、本市の復興及び市民生活の再建等に関する事業の迅速かつ組織的・計画的遂行のため、「名古屋市地域防災計画」に基づき、災害復興本部の設置を検討する。
災害復興本部の構成の検討			・災害復興本部の構成は、災害対策本部を参考に検討する。
復興組織の設置の検討			・災害復興本部の運営、災害復興計画の策定や復興関連業務の総括等を担う組織（＝復興組織）の設置について検討する。

○留意事項

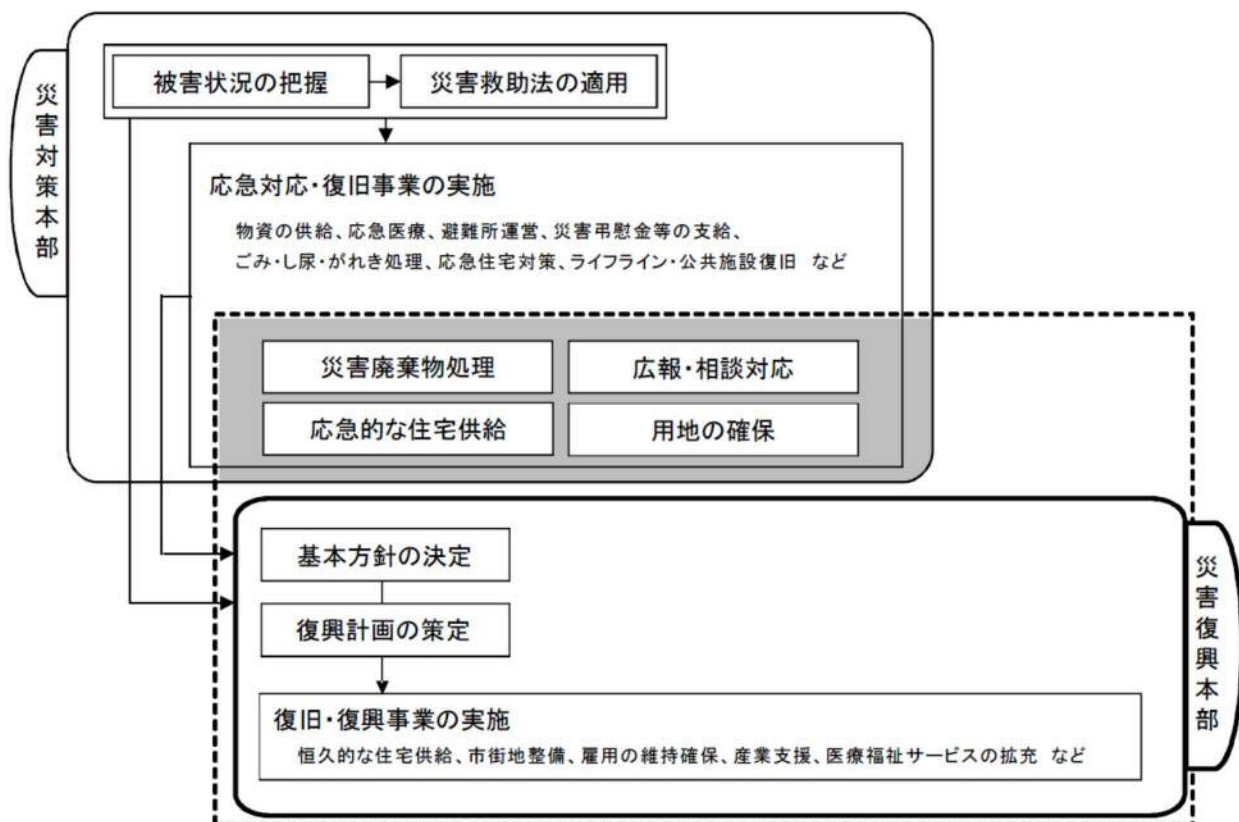
- ・「災害復興」は市民や行政にとっても特別な意味と重みを持つものであり、行政がその目標や手順を示し、また特別な体制で臨む決意を示すためにも、災害復興本部を設置することが肝要である。
- ・災害復興本部は、災害対策本部とは異なり市行政の政策判断等を取り扱うため、他機関からの参加は基本的に求めない。
- ・災害復興に係る業務は、被災から月日が経過していない場合、災害対策本部が取り扱う業務の延長線上に属する部分があるため、災害対策本部を参考として構成を検討するが、その後の状況に応じて改変していく必要がある。
- ・復興組織の設置の検討の際には、災害復興本部の運営や災害復興計画の策定、国・県等との調整、復興関連業務の総括を担う部署の設置を検討する。
- ・復興組織の権限、体制、人員及び役割等については、被災状況等により弾力的に対応する。

(参考 1) 災害復興本部の所掌事務範囲イメージ



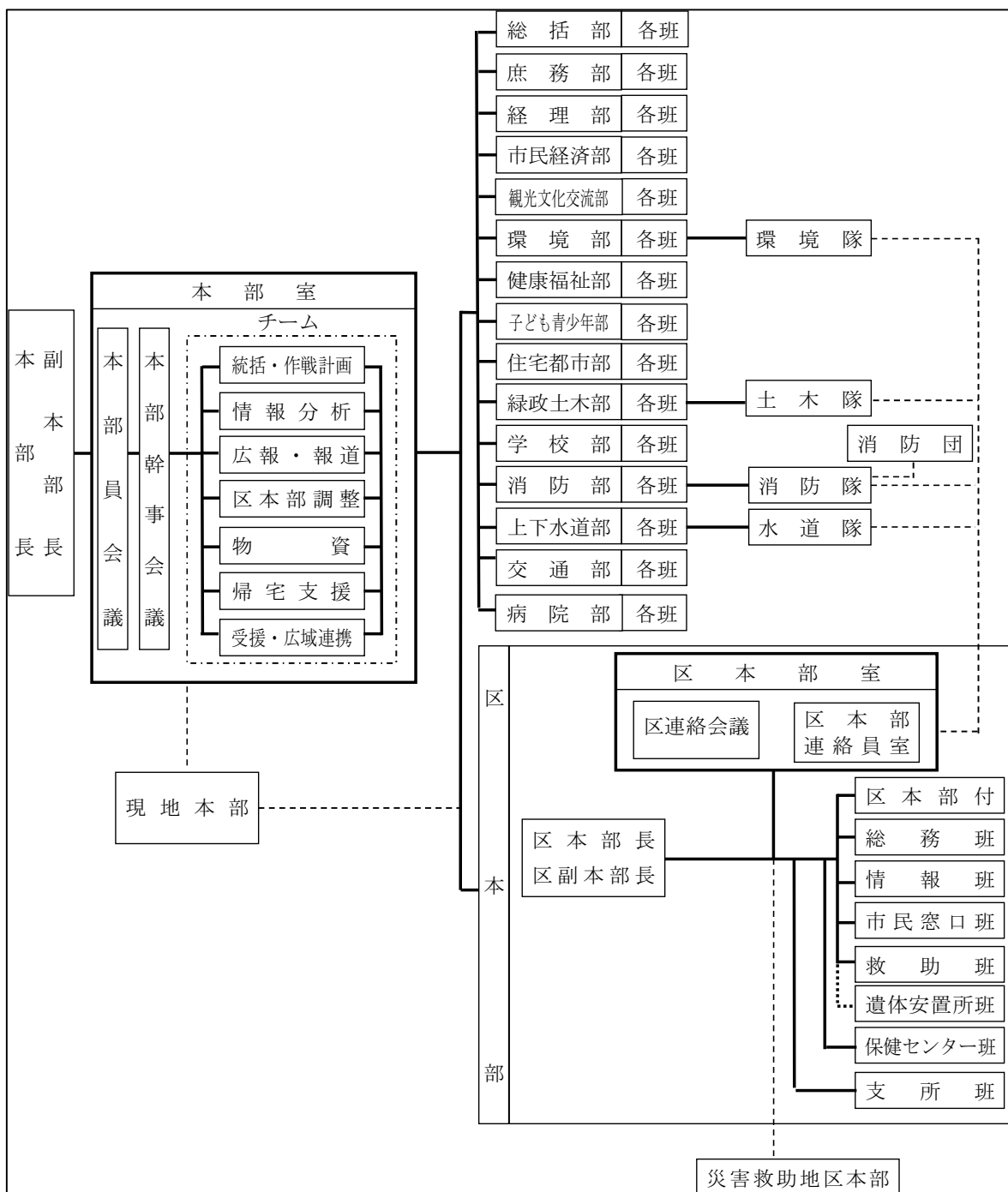
※上記イメージは災害の規模・態様により異なる。

(参考 2) 災害対策本部と災害復興本部の関係イメージ



※ 網掛部分は、災害対策本部が所掌する応急事業等のうち、復興関連施策に大きな影響を与える事業で、両本部で十分に連絡調整すべきものである。災害対策本部が廃止された場合には、災害復興本部にて引き継ぐものであり、その際の災害復興本部の所掌事務範囲は点線枠へ拡大する。

(参考3) 災害対策本部の組織図



(出典：名古屋市「名古屋市地域防災計画・地震災害対策計画編」)

(2) 災害復興本部の設置

○概要

災害復興に係る業務は、通常事業に関連の深いものであることから、各局区室にわたるとともに、相互に協議・調整を図ることが必要となるため、災害復興本部は、災害対策本部と同様に全庁的な体制とする。

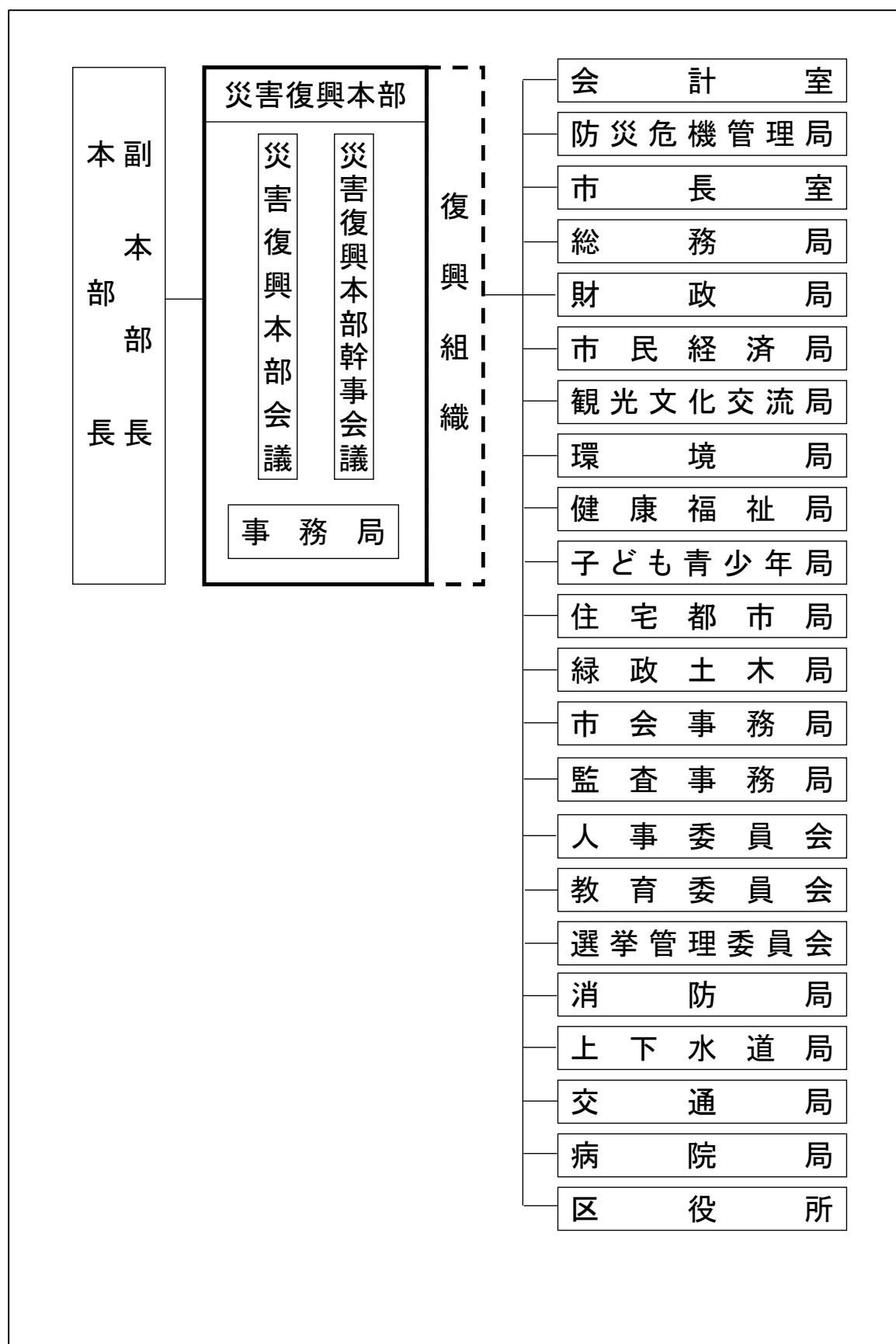
○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
災害復興本部の設置	被災後 1 週間程度	防災危機管理局 (災害対策本部) 総務局	・災害復興本部を設置したときは、その後の調整・連携のため、国及び県をはじめとした関係機関等にその旨を通知する。
災害復興本部会議の設置			・復興に係る審議等を行い、意思を決定する場として災害復興本部会議を設置する。
災害復興本部幹事会の設置			・災害復興本部の所掌事務について調査及び検討を行うため、災害復興本部幹事会（課長級）を設置する。
復興組織の設置	被災後 3 週間 ～1.5 か月程度	総務局	・関係局と調整し、組織改編の手続きを実施する。
災害復興本部の廃止	設置目的が達成されたと認めるとき	復興組織	・災害復興本部に報告される復興事業の進捗状況等から、本部設置の目的が達成された時は、災害復興本部を廃止する。

○留意事項

- ・ 災害対策本部と同時並行で設置されている場合は、情報を共有し、役割分担や指示命令系統を明確にする必要がある。特に情報整理（被災状況、復旧状況等）や情報発信（広報等）などにおいては、密に連携を図りながら、効果的かつ効率的な業務遂行に努めることが肝要である。
- ・ 各種復興事業が通常業務へ移行していく段階で、関係局と調整の上、災害復興本部の段階的縮小及び廃止を検討する。その際には、都市／住宅／経済／生活・暮らしの分野ごとに進捗状況に差異が生じる可能性が高いことに留意して判断する。

(参考1) 災害復興本部の組織図イメージ



（参考2）仙台市における復興組織の設置

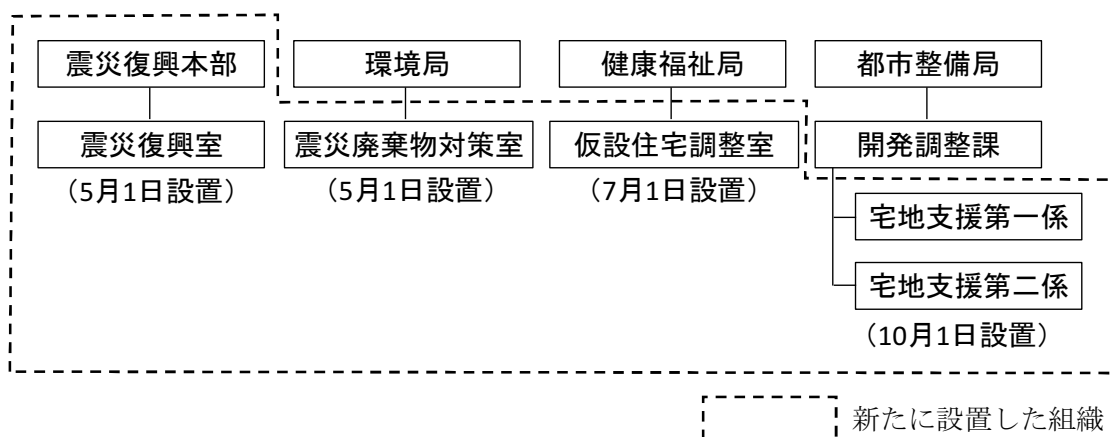
1. 経緯

平成23年	3月11日	東日本大震災 発生
	4月 1日	混乱を避けるため人事異動を延期 「仙台市震災復興基本方針」を策定
	5月 1日	「震災復興本部」（局に相当）を新設 震災復興本部の下に「震災復興室」を設置（部に相当）
	5月31日	「仙台市震災復興ビジョン」を策定
	9月20日	「仙台市震災復興計画（中間案）」を公表
	11月30日	「仙台市震災復興計画」策定
平成24年	4月 1日	「復興事業局」を設置し「震災復興本部」を廃止 復興事業局の下に「震災復興室」他3部を設置

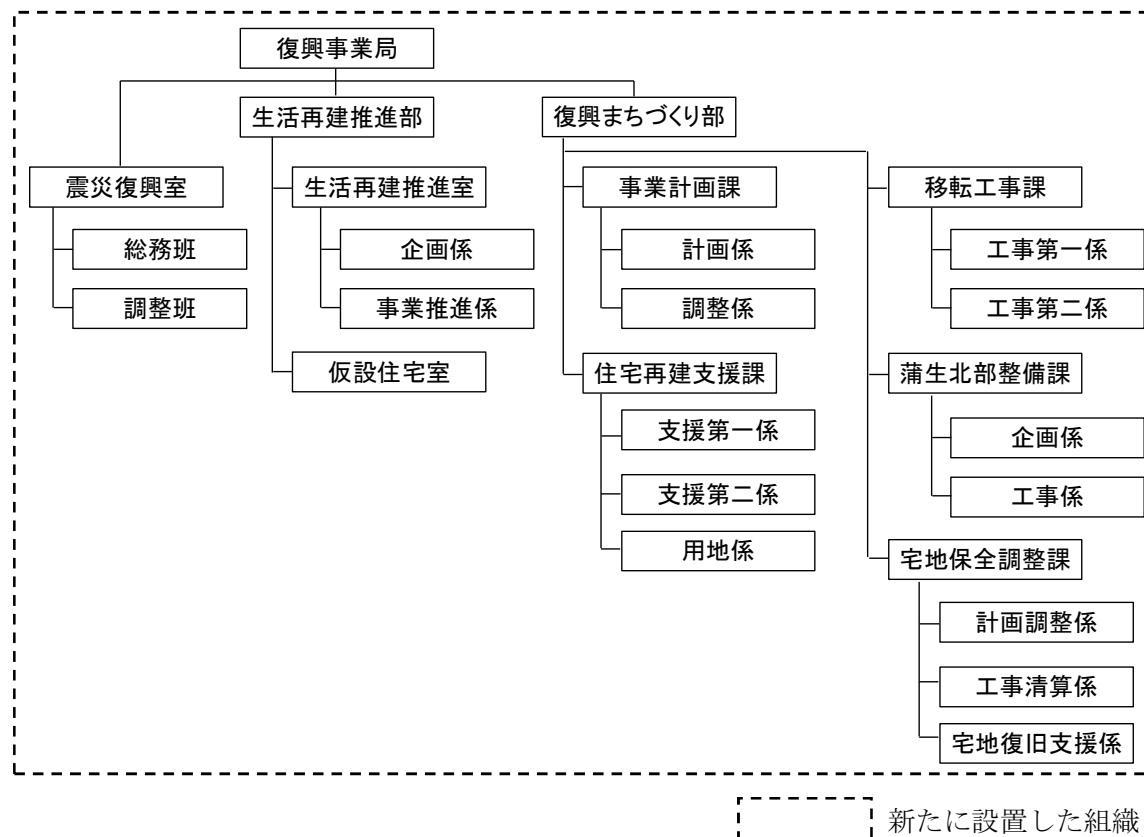
（出典：仙台市「東日本大震災 仙台市復興五年記録誌」を基に作成）

2. 組織体制

(1) 平成23年度



(2) 平成24年度～



(仙台市への聞き取りをもとに作成)

（参考3）熊本市における復興組織の設置

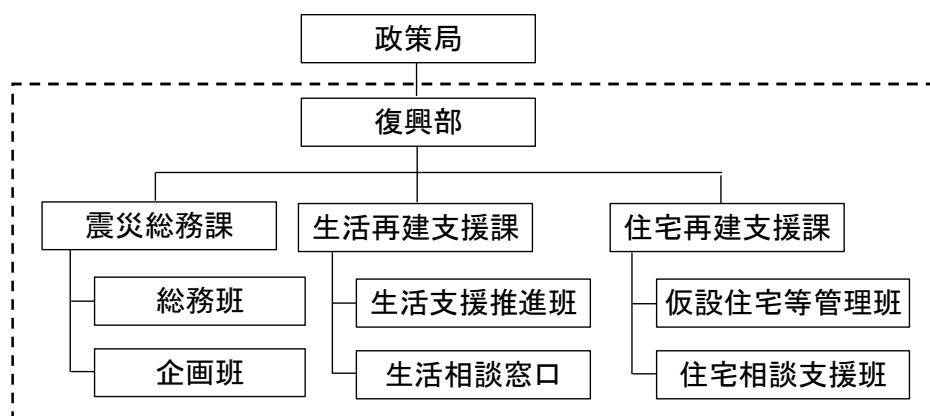
1. 経緯

平成28年	4月14日	熊本地震発生
	5月6日	既存の政策局の下に「復興部」（部に相当）を新設
	5月9日	「震災復興本部」を設置
	5月9日	「熊本市震災復興基本方針」を策定
	8月19日	「熊本市震災復興計画（素案）」を公表
	10月14日	「熊本市震災復興計画」を策定
平成29年	4月1日	「復興部」を「復興総室」として見直し（部に相当）

（出典：熊本市「熊本地震 熊本市震災記録誌 ～復旧・復興に向けて～
 発災からの1年間の記録」を基に作成）

2. 組織体制

平成28年5月時点



新たに設置した組織

（熊本市震災記録誌と熊本市への聞き取りをもとに作成）

2 災害復興本部の運営

(1) 災害復興本部の運営

○概要

災害復興本部が、復興に係る審議等を行い、意思を決定する場として「災害復興本部会議」を開催する。主な審議事項は、復興方針の決定や災害復興計画の策定等であり、主要な復興事業に係る進行管理、調整等の結果は、この会議において報告され、了承されるものとする。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
災害復興本部会議の運営	随時	復興組織	主な付議事項案 ①基本方針、復興計画の策定等 ②災害復興に係る重要事業の進行管理 ③その他、災害復興事業に係る重要事項
災害復興本部会議幹事会の運営	随時	復興組織	主な付議事項案 ①災害復興本部会議に付議すべき事項の審議 ②国や関係機関との調整及び各部局における調整が必要となる項目 ③その他、災害復興事業に係る重要事項

○留意事項

- ・ 災害対策本部、災害復興本部の構成員は概ね重複していることが想定されることから、災害対策本部関係会議開催後、続けて災害復興本部関係会議を開催するなど、効率的な会議運営に努める。
- ・ 災害復興本部会議の運営にあたっては、「災害復興」に係る各種情報について、収集及び本部構成メンバー間での共有に努める。
- ・ 復興組織が設置されるまでの間は、災害復興本部に事務局として、復興組織を見据えたプロジェクトチームの設置を検討する。
- ・ 県において「市町村復興連絡会議（仮称）」が開催された際は、この会議への参画を通じて県及び周辺市町村間の情報共有や復興施策の広域的な調整等を行う。

（参考１）災害復興本部における各局室の役割イメージ

災害対策本部と災害復興本部が並行して設置されている期間は、人命救助活動等の応急活動を行う災害対策本部の事務分掌を優先させることを踏まえるとともに、実際の災害復興本部における各局室の事務分掌は、災害の規模・様態等により弾力的に対応する。なお、復興組織の役割については、現時点で明確に定めることは難しいことから、大規模災害時において必要と想定される最低限の役割を役割イメージとして整理したものである。

局名	役割
復興組織	1 災害復興本部の運営に関すること 2 復興関連情報の収集、整理及び連絡調整に関すること。 3 災害復興の総合調整に関すること。 4 災害復興に関する国、県、隣接自治体等との調整に関すること。 5 災害復興事業に関する用地調整に関すること。 6 災害復興事業に係る職員派遣に関する他団体との調整に関すること。 7 そのほか、災害復興に関する事務で他の局に属しないこと。
会計室	1 災害復興に係る会計室の所管に関すること。
防災危機管理局	1 被害情報等の収集、整理及び連絡調整に関すること。 2 災害復興に係る危機管理に関する総合調整に関すること。 3 災害対策本部との連携・調整に関すること。 4 復旧・復興事業に関する用地調整に関すること。 5 復旧・復興事業に係る職員派遣に関する他団体との調整に関すること。
市長室	1 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること。 2 放送、出版による広報に関すること。 3 そのほか、災害復興に関する市長室の所管に関すること。
総務局	1 災害復興事業に関する人事・組織に関すること。 2 そのほか、災害復興に関する総務局の所管に関すること。
財政局	1 災害復興事業に関する予算の総括に関すること。 2 財源確保に関する国への要望等に関すること。 3 資金調達に向けた調整及び実施に関すること。 4 災害復興に関する用地調整に関すること。 5 災害復興に関する市税の減免等に関すること。 6 そのほか、災害復興に関する財政局の所管に関すること。
市民経済局	1 災害復興に関する広聴及び相談に関すること。 2 災害復興に関するボランティア活動等市民活動に関すること。 3 災害復興に関する産業支援に関すること。 4 生活関連物資等の価格安定に関すること。 5 そのほか、災害復興に関する市民経済局の所管に関すること。
観光文化交流局	1 災害復興に関する観光・MICE施策に関すること。 2 在住外国人等に対する震災復興に関する情報連絡等に関すること。 3 そのほか、災害復興に関する観光文化交流局の所管に関すること。

環境局	1 災害復興事業の遂行に関する環境対策に関すること。 2 災害廃棄物の処理に関する連絡調整等に関すること。 3 災害復興に関する用地調整に関すること。 4 そのほか、災害復興に関する環境局の所管に関すること。
健康福祉局	1 災害復興に関する地域医療及び地域福祉の確保に関すること。 2 災害復興に関する保健対策に関すること。 3 災害復興に関する障害者・高齢者の支援に関すること。 4 そのほか、災害復興に関する健康福祉局の所管に関すること。
子ども青少年局	1 災害復興に関する妊産婦・乳幼児・児童・障害児の支援に関すること。 2 児童福祉施設等の復興に関すること。 3 災害遺児・孤児の支援に関すること。 4 そのほか、災害復興に関する子ども青少年局の所管に関すること。
住宅都市局	1 市街地復興、住宅復興等に関すること。 2 被災市街地の復興に関する都市計画手続き等に関すること。 3 土地利用規制区域等の設定に関すること。 4 災害公営住宅の建設に関すること。 5 災害復興住宅資金等の融資に関すること。 6 災害復興に関する港湾に関すること。 7 公共交通等の復興に関する総合調整に関すること。 8 災害復興に関する用地調整に関すること。 9 そのほか、災害復興に関する住宅都市局の所管に関すること。
緑政土木局	1 災害復興に関する道路、河川及び公園事業の計画及び実施に関すること。 2 災害復興に関する農・畜産業に関すること。 3 災害復興に関する用地調整に関すること。 4 そのほか、災害復興に関する緑政土木局の所管に関すること。
市会事務局	1 災害復興に関する市会事務局の所管に関すること。
人事委員会	1 災害復興に関する人事委員会の所管に関すること。
教育委員会	1 学校施設・社会教育施設等の復興に関すること。 2 被災児童・生徒等への支援に関すること。 3 授業再開に関すること。 4 文化財等の再建・復興に関すること。 5 そのほか、災害復興に関する教育委員会の所管に関すること。
消防局	1 災害復興に関する火災予防、警戒及び防衛並びに救急等に関すること。 2 危険物施設等の機能回復に関すること。 3 そのほか、災害復興に関する消防局の所管に関すること。
上下水道局	1 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の復興に関すること。 2 そのほか、災害復興に関する上下水道局の所管に関すること。
交通局	1 市営バス、市営地下鉄等の復興に関すること。 2 そのほか、災害復興に関する交通局の所管に関すること。
病院局	1 市立病院の復興に関すること。

(2) 被害状況及び復旧・復興状況の把握

○概要

災害復興本部では、災害対策本部での被害状況把握に基づき、速やかに災害復興のための施策に着手するとともに、復興に必要な各種情報の収集・伝達及び復旧・復興状況の把握に取り組む。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
被害状況の把握 復旧状況の把握	随時	防災危機管理局 (災害対策本部)	・災害対策本部にて集約・整理した被害状況、復旧状況は災害復興本部と共有する。 (復興・生活再建に関連の深い主な状況調査については次頁を参照。) ・復興業務に必要であるが災害対策本部において未実施の調査については、必要に応じて災害復興本部にて実施する。 ・国、県、ライフライン事業者等の状況も把握し、集約・整理する。
住宅再建状況の把握	被災後～	住宅都市局	・建築確認の申請状況や公営住宅等への入居状況、応急的な住宅の解消見通しなどを把握し、被災後の住宅再建の状況について集約・整理する。
経済復興状況の把握	被災後～	市民経済局 他 関係局	・商工関係団体等へのヒアリングや被災事業所への訪問等により、市内事業所の被災状況を把握し、被災後の経済活動について集約・整理する。
その他生活関連施設など復興状況の把握	被災後～	関係各局	・各局は、市民生活に必要な各種所管施設について、復興状況を把握する。

○留意事項

- ・大規模災害後の地域社会の全体像を把握するための調査から始める。なお、発災直後の切迫した状況の中で、いたずらに調査を実施することは避け、目的を明確化した上で、内容を絞り込み、サンプリング等の活用や代替できる資料の検討、既存統計の活用を勘案した上で調査を実施することが必要である。
- ・調査は時間を経るにしたがってより詳細なものへと移行し、以後継続的に実施する。各局が復興施策の検討等のために把握すべき情報が類似するデータについては、復興本部を通じてできるだけ情報を共有して広く利用できるような配慮が必要である。

- ・ 各局が復興施策の検討等のために把握した情報については、復興本部を通じてできる限り共有し広く利用できるようにする。
- ・ 災害時業務全般で利用される頻度の高い建物データ（構造・用途・階数・延べ床面積・所在地の住居表示と地番、占有者、被災状況など）、世帯情報（世帯主の氏名・年齢、職業・収入、家族構成、被災前情報、現在の連絡先、住宅の被災状況など）について、個人情報保護法に基づき、早急にデータベース化を図る。建築確認データの蓄積を始めたのは平成4年度以降であるため、必ずしも市域内の建物現況が反映されるものではないことに留意する必要がある。
- ・ なお、確認申請に関する情報は、建築確認が民間機関に開放されているため、住宅再建等の情報整理には一定の期間が必要である。

(参考) 復興・生活再建に関連の深い主な被害状況調査(例)

- ・被害状況等の把握は、復興の方針を決める前提となるものであり、災害対策本部と連携を密にして情報の共有化を図る。
- ・復興の段階においても継続的に調査が必要なものもあるが、災害対策本部による調査と重複したり、類似の調査が何度も実施されることがないように、調査全体のマネジメントを図ることが必要である。

調査項目	内容等
(1) 応急対応のための被害調査	
①建築物被害の概要調査	・発災後数日以内には早急な建築物被害の概要調査を実施し、市全体の被害概況の把握に努める。
②都市基盤施設被害の概要調査	・道路、鉄道、河川、港湾、ライフラインなどについて、被害の概要を迅速に調査し、応急活動や復旧・復興のための資料として活用する。
③人的被害の把握	・警察、消防などの関係機関からの情報や死亡届の提出等を通じて人的被害の正確な把握に努める。 ・人的被害の発生要因を把握・分析し、復興対策への反映を図る。
④利用可能空地の把握	・利用可能な空地の確保は発災後の最重要課題の一つであり、オープンスペース利用計画に基づき、公用地を事前に把握する。また、民間所有地についても利用可能な空地を調査し、確保する。
(2) 二次的被害の拡大防止に関する調査	
①被災建築物応急危険度判定(震災)	・地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性並びに建築物の部分等の落下あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、その結果に基づいて恒久的復興までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に関わる二次的災害を防止する。
②被災宅地危険度判定	・擁壁、のり面等を含む建築物の敷地(宅地)の余震や降雨による崩壊危険等を判定し、その結果を見やすい場所に表示することで、居住者だけでなく周辺の歩行者にも安全性を示す。
③がけ崩れ・地すべり発生状況等の調査	・がけ崩れや地すべりの発生状況を把握し、被害の拡大防止のための応急措置、応急復旧工事を実施するとともに、復興計画等の基礎資料とする。
④被災ビルのアスベスト使用状況調査	・アスベスト使用の有無が明らかになっている建物は少ないため、全半壊ビルなどについて早急に使用実態を把握し、ビルの解体撤去の際には十分な対策を講じるよう、工事業者への指導・監視を行う。
(3) 法制度の適用に関する調査	
①災害救助法の適用	・災害救助を迅速・的確に実施するとともに、把握した被害状況を随時県に報告するなど、救助費用に関する申請事務を適切に行う。

②被災者生活再建支援法の適用	・住宅の被害状況等を把握するための被害認定調査を行い、随時調査状況を県へ報告するなど、被災者生活再建支援法の関連事務を適切に行う。
③各種公共施設等の災害復旧事業に関する調査	・下記法制度等により実施されている災害復旧事業に関する調査を行い、全体的な復旧状況の把握を図る。 1) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法 2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 4) 公営住宅法 5) 鉄道軌道整備法
④激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用	・県による激甚災害又は局地的激甚災害に関する調査等について協力する。
(4) すまいと暮らしの再建に関する調査	
①家屋被害の概況調査	・街区単位程度で被害概況を調査し、建築制限の区域指定や被災市街地の復興検討等の基礎資料とする。
②家屋被害の詳細調査	・「災害の被害認定基準」「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に沿って家屋被害の詳細調査を行い、り災証明書の発行の基礎資料とする。
③被災者生活実態調査	・避難所や仮設住宅での訪問による聞き取り調査等により、被災者の生活実態や資産被害、住宅再建に対する意向等を把握して、適切な支援策を検討する。
④離職者・雇用動向調査	・公共職業安定所からの情報収集や業界団体への問合せ等により、被災後の雇用実態を正確に把握する。
⑤産業被害調査	・緊急融資の資金需要把握や、激甚法、天災融資法、中小企業信用保険法等の適用を受けるため、商工業及び農畜産業の被害実態を正確に把握する。
⑥文化財・歴史的建築物等の被害調査	・文化財等の被害実態を把握し、早急な復旧・保護対策を施すとともに、埋蔵文化財包蔵地における建物被害を把握し、再建等における発掘調査に関する対処方策について検討する。

(出典：仙台市「東日本大震災 仙台市復興五年記録誌」を基に作成)

3 復興計画の策定

(1) 災害復興計画の策定

○概要

発災後に、復興対策を迅速かつ効果的に実施していくために、復興の視点や考え方を示す基本方針を定めるとともに、その方針に基づき、具体的な復興まちづくりの内容を示す「災害復興計画」を策定する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
基本方針の決定	被災後 4 週間 ～2 か月	復興組織	- 復興の視点や都市、住宅、暮らし、産業等の復興に関する基本方針を検討し、とりまとめて案を作成する。 - 基本方針は、災害復興本部会議にて合意を得て、決定する。
災害復興計画（案）の作成	被災後 2 か月 ～6 か月	復興組織	基本方針に基づき、都市、住宅、暮らし、産業等の復興に係る災害復興計画（案）を作成する。
市民・関係機関等への意見照会	復興計画（案）策定後	復興組織	災害復興計画（案）の策定にあたっては、市民や関係機関等の意見を聴取する。
災害復興計画の策定	被災後 6 か月程度	復興組織	- 災害復興計画は、災害復興本部会議にて合意し、策定する。 - 災害復興本部にて、災害復興計画を公表する。
復興施策、計画の進行管理	随時	復興組織	復興本部は、各局からの報告を通じて復興の進捗状況を把握し、復興施策及び計画の進行管理を行う。

○留意事項

- 災害復興計画の策定にあたって必要な被害状況や復旧状況などの基礎資料については、災害対策本部と連携し情報収集する。
- 災害復興計画については、国や愛知県、その他関係機関と調整しつつ、策定を進めるものとする。
- 政府が定めた復興基本方針（復興法第 8 条）及び愛知県が定めた愛知県復興方針（復興法第 9 条）がある場合には、その方針に即した内容とする。
- 復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議する必要がある場合には、被災市町村長及び愛知県知事で構成される、復興法に基づく復興協議会（復興法第 11 条）の組織を検討する。
- 災害復興計画は、復興に係る市政の最上位計画として位置づけられるものであることから、作成にあたっては、既存の総合計画や主な個別計画との整合を図りながら、検討を進めるものとする。

- ・ 災害復興計画には、単なる原状復旧と異なり、再度被災しない、もしくは被害を最小限に抑えるために防災性の向上を図った施策等を盛り込むことが重要なポイントとなる。
- ・ 作成にあたっては、被災者等の意見・意向を反映させることが重要であるため、市民意見の聴取については様々な方策（パブリックコメント、関係団体への意見聴取など）、タイミング（計画（案）の作成前・後など）で実施することが望ましい。
- ・ 災害復興計画は復興法に基づくため、策定にあたっては少なくとも復興法で指定された項目を記載する。

○事前対策

- ・ 災害復興の基本方針に従い取り組むべき復興対策の項目や、その方向性を事前に検討しておく。
- ・ 災害復興計画検討委員会のメンバーとなる学識経験者など、事前に分野ごとに検討しておく。（例えば、事前に総合計画、地域強靱化計画、都市計画マスタープラン等の重要計画策定時の検討メンバーについてリストアップしておく。）

（参考1）災害復興計画記載内容

復興法第10条第1項に基づき、市町村が単独で、又は特定被災都道府県と共同して災害復興計画を作成する場合には、同法同条第2項に基づき、下記の事項を記載するものとされている。

復興法（抜粋）

第十条 次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村（以下「特定被災市町村」という。）は、復興基本方針（当該特定被災市町村を包括する都道府県（以下「特定被災都道府県」という。）が都道府県復興方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び当該都道府県復興方針）に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

- 一 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
- 二 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（前号に掲げる地域を除く。）
- 三 前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、前二号に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
- 四 前三号に掲げる地域のほか、特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

2 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
- 二 復興計画の目標
- 三 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをいう。以下「土地利用方針」という。）その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- 四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
 - イ 市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。）
 - ロ 土地改良事業（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業（同項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事業に限る。）をいう。以下同じ。）
 - ハ 復興一体事業（第二十一条第一項に規定する復興一体事業をいう。第十五条において同じ。）

- ニ 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項 に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ。）
- ホ 住宅地区改良事業（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項に規定する住宅地区改良事業をいう。以下同じ。）
- ヘ 都市計画法第十一条第一項各号に掲げる施設の整備に関する事業
- ト 小規模団地住宅施設整備事業（一団地における五戸以上五十戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。第五十四条の二において同じ。）
- チ 津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。）の整備に関する事業
- リ 漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業をいう。以下同じ。）
- ヌ 保安施設事業（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。）
- ル 液状化対策事業（地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。）
- ロ 造成宅地滑動崩落対策事業（地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。）
- ワ 地籍調査事業（地籍調査（国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第五項に規定する地籍調査をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。）
- カ イからワまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業
- 五 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 六 復興計画の期間
- 七 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

(参考2)「仙台市震災復興計画」策定の経緯

仙台市における表中にある組織は、本マニュアルでは以下のとおりのものに該当する。

「仙台市震災復興検討会議」 → 「学識者等を構成員とする組織」

「震災復興推進本部会議」 → 「災害復興本部会議」

年度	月	市議会・市民参画	仙台市震災復興検討会議	震災復興推進本部会議
23	3	3月11日 東北地方太平洋沖地震発生		
	4	仙台市震災復興基本方針策定		
		○市議会第1回臨時会 (21、22日) ○市議会東日本大震災対策 特別委員会(21、22日)		
	5	○市議会東日本大震災対策 特別委員会(10、23日) ○復興座談会 (21～29日、全6回)		○第1回本部会議(2日) ・本部会議・震災復興本部 の設置、震災復興ビジョ ンの策定 ○第2回本部会議(19日) ・震災復興ビジョン(案) 骨子 ○第3回本部会議(30日) ・震災復興ビジョン(案)
		仙台市震災復興ビジョン策定		
	6	○市議会東日本大震災対策 特別委員会(1、24、27日) ○復興まちづくり意見交換会 (12～26日、全7回) ○市議会第2回定例会 (13～28日) ○市議会東日本大震災復興 会議(28日)		
	7	○市議会東日本大震災復興 会議(13、21日)	○第1回検討会議(13日) ・今後の検討の方向性	○第4回本部会議(6日) ・検討会議提出資料調整
	8	○市議会東日本大震災復興 会議(3日)	○第2回検討会議(3日) ・中間案策定に向けた論点 整理 ○第1回東部地域検討ワーキ ンググループ(17日) ・津波シミュレーション、 東部地域の土地利用	○第5回本部会議(1日) ・検討会議提出資料調整

年度	月	市議会・市民参画	仙台市震災復興検討会議	震災復興推進本部会議
23	8	○東部地域まちづくり説明会 (20～31日、全15回)	○第2回東部地域検討ワーキンググループ(22日) ・第1回東部地域検討WG 議論の論点整理、避難施設等の考え方 ○第3回検討会議(31日) ・中間案(素案)	○第6回本部会議(30日) ・検討会議提出資料調整
	9	○市議会第2回臨時会 (8、9日)	○第3回東部地域検討ワーキンググループ(11日) ・中間案(案) ○第4回検討会議(16日) ・中間案(案)、市民意見の聴取	○第7回本部会議(15日) ・検討会議提出資料調整 ○第8回本部会議(20日) ・震災復興計画(中間案)
		仙台市震災復興計画(中間案)公表		
		○パブリックコメント ○各界各層・有識者調査 (～10月まで) ○市議会第3回定例会 (21日～10月24日) ○第2回東部地域まちづくり説明会 (24日～10月2日、19回)		
10		○市議会震災復興推進特別委員会(4、6、7、11、12日) ○震災復興計画(中間案)説明会 (8～16日、全7回)	○第4回東部地域検討ワーキンググループ(26日) ・津波シミュレーションの見直し、安全な住まいの確保の考え方等	
	11	○津波浸水シミュレーション等に関する説明会 (5、6日、全5回) ○市議会第3回臨時会 (28～30日) ○市議会震災復興推進特別委員会(29日) ○震災復興計画議決(30日)	○第5回検討会議(2日) ・震災復興計画(案) ○第6回検討会議(14日) ・震災復興計画(最終案)	○第9回本部会議(2日) ・検討会議提出資料調整 ○第10回本部会議(14日) ・検討会議提出資料調整 ○第11回本部会議(17日) ・震災復興計画(案)決定
		仙台市震災復興計画策定		

(出典：「仙台市震災復興計画 資料編」平成23年11月)

(参考3)「仙台市震災復興計画」の構成

(4) 計画の構成

I 総論

策定の目的・位置づけ・計画期間を明示するとともに、東日本大震災を総括し、復興の基本理念等を示します。

II 100万人の復興プロジェクト

III、IVに掲げる事業のうち、復興計画の基本理念を具現化し、復旧を先導し、復興を牽引する10のプロジェクトを掲げ、本市の震災復興のシンボリックな取り組みとして重点的に推進します。

III 暮らしと地域の再生

被災された方々の生活再建と被災地域の復旧に向けた施策を掲げ、一日も早い安全・安心な暮らしの回復を目指し、迅速に取り組みます。

IV 復興まちづくり

復興の基本理念等を踏まえ、4つの復興まちづくりの方向性を示します。

V 復興計画の推進

復興計画を推進するため、財政との整合や絆と協働による柔軟で創造的な推進、市民や地域などの果たすべき役割、計画的な推進の方向性などを示します。

(出典：仙台市「仙台市震災復興計画」)

(参考4)「熊本市震災復興計画」策定の経緯

熊本市における表中にある組織は、本マニュアルでは以下のとおりのものに該当する。

「震災復興検討委員会」 → 「学識者等を構成員とする組織」

「震災復興本部」 → 「災害復興本部」

年	月	市民参画・市議会	震災復興検討委員会	震災復興本部
28	4	平成28年熊本地震発生（14、16日）		
	5	復興部の設置（6日）		
				■第1回震災復興本部（9日） ・熊本市震災復興基本方針（案）、熊本市震災復興基本計画、（仮称）復興座談会の開催、災害義援金 熊本市震災復興基本方針の策定（9日）
	6	●震災復興座談会（1～22日、計14回開催） ■第1回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会（10日） ・審査の方法及び開催日程等 ■第2回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会（17日） ・熊本地震の概況及び発災から今日までの対応状況 ●平成28年熊本地震に関するアンケート（20日～7月31日） ■第3回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会（30日） ・熊本地震の概況及び発災から今日までの対応状況		
	7	■第4回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会（14日） ・復旧・復興に向けた動き I ●平成28年熊本地震における地域防災活動状況等アンケート調査（29日～8月12日）	■第1回震災復興検討委員会（4日） ・熊本市震災復興基本方針（案） ■第2回震災復興検討委員会（11日） ・熊本市震災復興計画概要（案） ■第3回震災復興検討委員会（26日） ・熊本市震災復興計画素案	■第2回震災復興本部（1日） ・熊本市震災復興計画概要（案）、計画策定スケジュール ■第3回震災復興本部（25日） ・熊本市震災復興計画素案

年	月	市民参画・市議会	震災復興検討委員会	震災復興本部
	8	■第5回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会（12日） ・復旧・復興に向けた動きⅡ	■第4回震災復興検討委員会（3日） ・熊本市震災復興計画素案	■第4回震災復興本部（1日） ・熊本市震災復興計画素案
		熊本市震災復興計画素案の公表（19日）		
		●パブリックコメント（19日～9月9日） ●くまもと復興カフェ（28日） ※市民ワークショップ		
	9	■第6回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会（26日） ・震災復興計画策定に向けてⅠ	■第5回震災復興検討委員会（21日） ・熊本市震災復興計画（案） （パブリックコメント結果含む）	■第5回震災復興本部（20日） ・熊本市震災復興計画（案） （パブリックコメント結果含む）
	10	■第7回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会（11日） ・震災復興計画策定に向けてⅡ ■臨時会（14日） ・震災復興計画策定（熊本市基本計画の一部変更について議案議決）		
		熊本市震災復興計画の策定（14日）		
	11		■第6回震災復興検討委員会（2日） ・熊本市震災復興計画	

（出典：熊本市「熊本市震災復興計画 資料編」）

(参考5)「熊本市震災復興計画」の構成

5 計画の構成

復興計画は、「基本方針」と5つの「復興重点プロジェクト」、5つの「目標別施策」で構成しています。

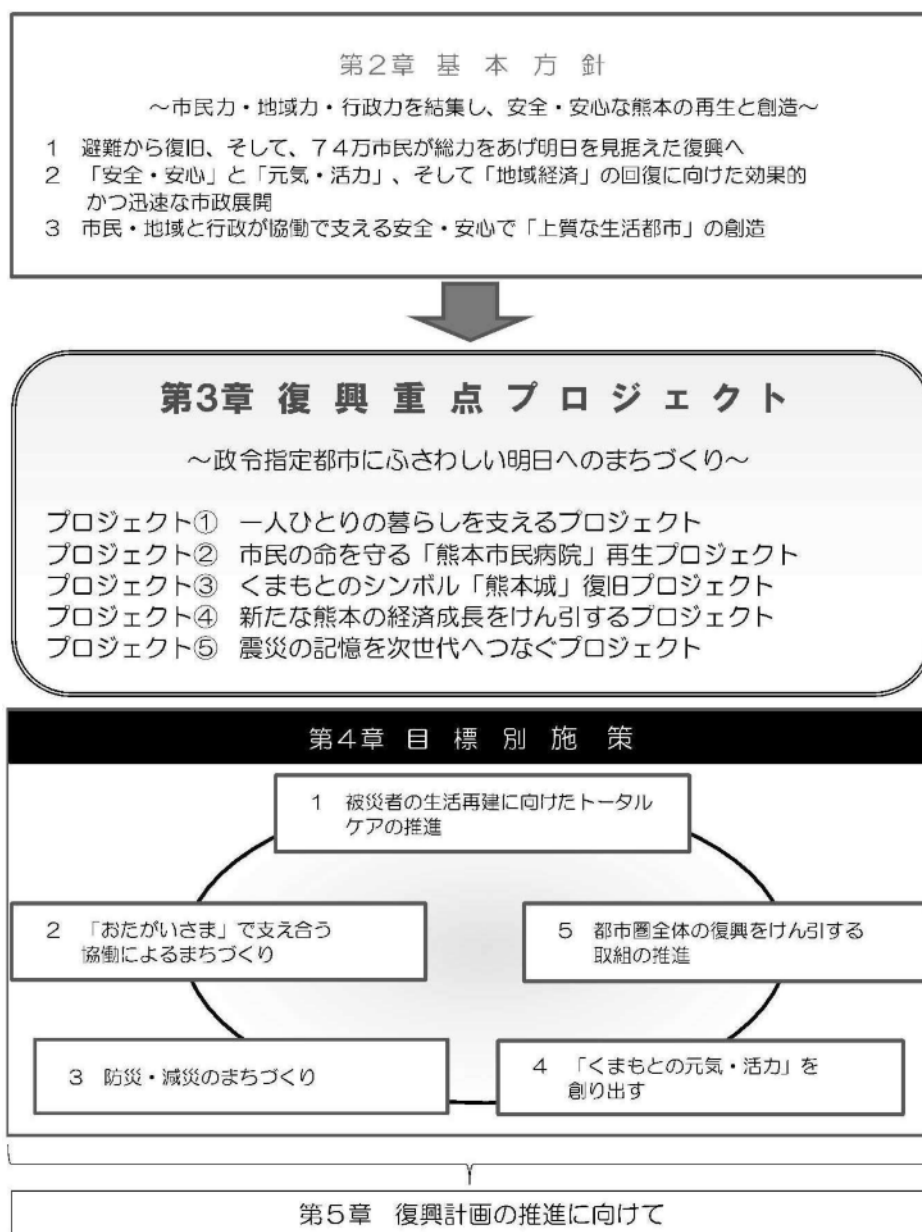
第2章「基本方針」は、「復興重点プロジェクト」や「目標別施策」を貫く最も基本的な考え方であり、震災からの復興に当たっての方向性を示すものです。

第3章「復興重点プロジェクト」は、「目標別施策」の中で、特に緊急かつ重要なものであり、本市の復興をけん引する重点的な施策を掲げています。

第4章「目標別施策」は、「基本方針」を踏まえて設定した復興に向けた5つの目標に関する施策や具体的な取組を体系的にまとめたものです。

また、これらの取組を着実に進めていくため、第5章に復興計画の推進に向けての考え方を示しています。

<構成図>



(出典：熊本市「熊本市震災復興計画 本編」)

4 復興財源・用地の確保

(1) 復興財源の確保

○概要

事業に必要な予算措置を講じるとともに、財源対策や特例措置に係る国や県に対する提案活動などを行い、必要な財源を確保する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
激甚災害指定への対応	被災後速やかに	防災危機管理局 (災害対策本部)	・激甚災害の指定は財政上重要となるため、指定を受ける必要がある場合は、必要な調査を速やかに行う。
復興に要する経費の算定	災害復興計画策定中～	復興組織 関係各局	・復興組織の照会に基づき、復興に要する経費の算定を行う。 ① 関係各局は、復興事業に要する経費及び財源を算定し、復興組織に報告する。 ② 復興組織は、復興事業に要する経費等を集約整理し、災害復興本部に報告する。
復興に必要な財源の確保	災害復興計画策定中～	復興組織 関係各局	・復興事業に必要な財源を確保するため、支出抑制等を図るなど、自主財源の確保に努める。 ・地方債等による財政措置、効果的な国庫補助金、県補助金等の活用による必要額確保、これらに関する特例措置について国及び県に対する要請活動を行う。
災害復興計画に基づく予算措置	災害復興計画策定後～	復興組織 財政局	・災害復興計画の基本方針及び計画を翌年度予算の編成方針に反映する。 ・復興に要する経費を翌年度以降の予算に計上する。
復興基金の設立の検討	災害復興計画策定後～	復興組織 関係各局	・被災地域の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるため、復興基金の設立を検討する。

○留意事項

- ・ 災害復興計画に係る財政規模の算定において、復興組織が関係各局に照会する際には、可能な限り災害復興計画に掲載する施策の内容照会を合わせて実施するものとする。

（参考１）東日本大震災における仙台市の予算の確保

１ 平成２２年度補正予算の編成

発災直後の震災対応のための補正予算編成においては、財政局財政課で考え方をまとめたうえで、専決処分による補正予算の成立など、柔軟な対応により復旧活動などに必要十分な予算を確保することとした。

補正予算編成方針(抜粋)

１. 地震災害復旧に係る経費については、必要十分な予算を確保する
２. 可能な限り早期に各般の行政サービスを従来どおり提供できるよう努める
３. 予算の流用および専決処分による補正予算措置など柔軟な取り扱いを行い、間断なく円滑な予算執行が可能となるよう努める
４. 特定財源は規定されているものを可能な限り見込み、所要一般財源の縮減を図る

２ 平成２３年度補正予算の編成

震災前の２月初めに編成された平成２３年度当初予算には、当然ながら震災復旧や復興に要する経費は形状されておらず、震災対応に必要な経費を確保するために、補正予算措置を講じつつ、全ての事業・施策を総合的に点検・精査し、震災復旧・復興に係る予算を確実に確保することとした。

予算執行方針(抜粋)

- 年度間調整で先送り可能な事業・施策は執行停止とする
- 新規・拡充事業は、原則として中止または凍結する
- 災害復旧や復興に係る事業・施策は優先し、確実に実施する
- 震災により市民ニーズが高まると想定される事業は優先して実施する

予算組替え方針(抜粋)

- 全ての事業における緊急性、優先順位を再点検する
- 予算執行段階においては、最小限の費用による執行に努め、不用額を確保する
- 震災復旧・復興に係る事業については、都市活力の創出につながる事業を優先的に実施し、経済活動の一層の振興を図る

（出典：仙台市「東日本大震災 仙台市復興五年記録誌」を基に作成）

（参考2）他都市事例

復興基金事業（阪神・淡路大震災復興基金：兵庫県、神戸市）

○基本財産（出資金）200 億円

○運用財産（長期借入金）8,800 億円

○合計 9,000 億円

- ・ 出資金・貸付金の財源は地方債の発行が認められ、その一定部分（5,000 億円）については利子の 95%が普通交付税により措置
- ・ 「阪神・淡路大震災復興宝くじ」の発行が認められ、その収益金（約 90 億円）を県・市が基金に交付
- ・ 義援金は兵庫県南部地震災害義援金募集委員会からの配分があれば基金に受け入れ

阪神・淡路大震災復興基金の概要

項 目	内 容
目的	阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の取組を補完した被災者の救援および自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進めることにより、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生する。
基金の規模	9,000 億円（当初 6,000 億円）
基金の財源	・ 出損金 200 億円（兵庫県 2/3、神戸市 1/3） ・ 長期貸付金 8,800 億円（設立当初 5,800 億円であったが増額された） ・ 宝くじ収益金交付金 139 億円 ・ 国庫補助金 14 億円
設立年月日	平成 7 年 4 月 1 日
事業の予定期間	10 年
事業内容	・ 被災者の生活の安定・自立および健康・福祉の増進支援 ・ 被災者の住宅の再建など住宅の復興支援 ・ 被害を受けた中小企業者の事業再開など産業の復興支援 ・ 被害を受けた私立学校の再建など教育・文化の復興支援 ・ 被災地域の早期かつ総合的な復興

（出典：内閣府「災害復興対策事例集Ⅰ」）

（参考3）他都市事例

震災復興基金（仙台市）

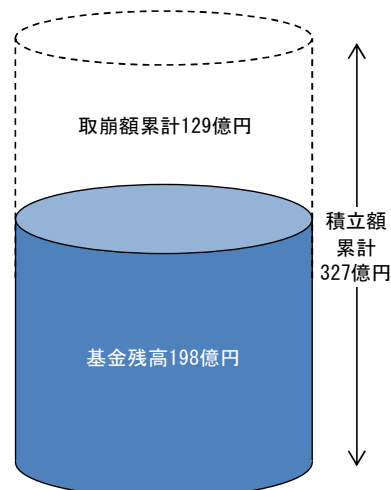
東日本大震災からの復興に関する事業の推進を図るための財源を積み立てる本市独自の基金として、震災復興基金を設置し（平成 23 年 12 月 16 日）、主に震災復興計画掲載事業のうち、東日本大震災復興交付金等の国の財政支援の対象とならない事業に活用している。

< 積立額累計 >

寄付金	25
宝くじ収入（復興支援分）	28
東日本大震災復興基金交付金（県補助金）	94
宮城県東日本大震災復興交付金（被災地域農業復興総合支援事業）	18
職委員給与地域手当削減分	52
その他	110
計	327

< 取崩額累計 >

津波や地震で甚大な被害を受けた住宅・宅地の支援など	69
学校施設・保育所施設の復旧など	8
被災農業者や地域企業の経営・販路拡大支援など	14
観光プロモーションの推進など	2
東部地域における農と食のフロンティア創造の推進など	16
避難所における備蓄物資の整備、道路・公園など都市基盤の復旧など	20
計	129



震災復興基金の状況（平成 27 年度末時点）（単位：億円）

（出典：仙台市「東日本大震災 仙台市復興五年記録誌」を基に作成）

(2) 用地の確保

○概要

大規模災害が発生した際、広域応援部隊やライフライン関係機関の拠点、災害ボランティアを受け入れるための拠点、災害廃棄物の仮置場、応急仮設住宅の建設用地等（以下「活用用途」とする。）の利用需要に対して、適切に対応するため、「大規模災害時オープンスペース利用計画」に基づき、応急から復旧、復興における各段階の関係者間の利用調整を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
被害情報の収集	災害対策本部設置後～	防災危機管理局 (災害対策本部) 他 関係局	- 各活用用途の利用者は、利用するオープンスペースを選定し、被害状況の収集を行う。 - 災害対策本部総括部は、各活用用途の利用者が収集した被害状況を集約、整理する。
用地の利用調整	災害対策本部設置後～	防災危機管理局 (災害対策本部) 他 関係局	- 各活用用途のうち、消火、人命救助等の活動に必要なオープンスペースについては最優先で確保する。 - その他の活用用途に関しては、オープンスペースの被害状況を考慮し、関係局、関係機関と利用調整のうえ、割り当てる。
継続的な用地の利用調整	災害復興本部設置後～	復興組織 関係局	災害復旧、復興期を見据えて、災害対策本部と災害復興本部が緊密に連携、調整を行う。

○留意事項

- 災害廃棄物の二次仮置場については、現状において1か所あたり約30ha（5か所で計約154ha）の必要面積を満たす用地がない。そのため、環境局は、分割設置など市内のオープンスペースを活用する方策を検討するとともに、防災危機管理局と連携して、国・県・近隣市町村等に対して協力要請を行う。

○事前対策

- オープンスペース一覧表及び候補地台帳は防災危機管理局が管理し、毎年更新を行う。

(3) 人的資源の確保

○概要

災害復興に係る各種事業等を展開する際には、通常業務に加えて膨大な事務が相当期間にわたって発生するため、特定の分野や職種において人員が不足することが予想される。このため、事務量が大幅に増加する部局等には弾力的かつ集中的に職員を配置するとともに、市役所全体として職員が不足する場合には、臨時職員の雇用や他の地方公共団体からの職員派遣の受け入れ等の措置をとる。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
職員の再配置	被災後 約 1 週間～	総務局 他 関係局	・人的資源を必要とする関係部局と協議・調整を行い、臨時的に兼務をかけるなどの職員再配置を行う。
職員等派遣の応援要請・受け入れ	被災後 約 1 か月～	復興組織 総務局 他 関係局	・関係部局の必要人員数等を調整のうえ、国に対して、復興法第 53 条に基づく職員派遣の要請又は同法第 54 条に基づく職員斡旋の要請を行う。 ・受け入れが決定した職員については、派遣元の地方公共団体と派遣協定等を締結する。
臨時職員の雇用等	被災後 数か月後～	復興組織 総務局 他 関係局	・臨時職員の雇用や本市職員 O B の活用等により、人的資源不足の解消を図る。

○留意事項

- ・ 発災直後からの非常時優先業務（災害対策業務及び優先通常業務）の遂行のため、名古屋市大規模災害時受援計画による人的支援を受け入れている場合は、継続的かつ円滑に復旧・復興業務が展開されるよう、調整及び情報共有等に配慮する。
- ・ 復旧・復興業務が長期にわたる場合には、派遣職員等のローテーション体制の整備や健康管理・メンタルヘルスケア等、業務が円滑に継続できるような執行体制に配慮する。

○事前対策

- ・ 災害時応援協定等の締結はもとより、より有効かつ円滑な運用を行う観点から、具体的な運用のあり方や連絡体制の構築等について、協定締結先と調整・協議を随時行う。

5 広報・相談対応の実施

(1) 広報活動の展開

○概要

復興に係る行政の方針や具体的な施策に係る情報のほか、被災地域の生活関連情報等、様々な情報を整理し、迅速かつ的確に提供する。

また、視聴覚障害等のハンディキャップがある要擁護者や、外国人、または市外に避難した被災者に対して、それぞれ適切な方法で広報を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
災害復興関連情報の提供等	復興本部設置後～	復興組織 市長室	・市民等へ災害復興関連情報を提供する。 ・関係局室区に対し、災害復興関連情報の市民への提供を指示する。 ・関係局室区に対し、必要な災害復興関連情報を提供するとともに、災害復興本部を通じた情報提供が必要な場合は本部への依頼を行う。 ・紙媒体や広報番組等、複数の広報媒体により広報を行う。 ① 広報車、同報無線等による広報 ② テレビやラジオ等 ③ 市公式ウェブサイト ④ SNS ⑤ 臨時広報紙、チラシ等 ⑥ 職員の派遣
外国語による広報	復興本部設置後～	復興組織 観光文化交流局	・復興本部で作成された広報内容について、ボランティア等の協力を得ながら、外国語及びやさしい日本語で情報提供を行う。
障害のある方への広報	復興本部設置後～	復興組織 健康福祉局	・復興本部で作成された広報内容について、ボランティア等の協力を得ながら、手話、音声、点字等で情報伝達する。
地域防災拠点における広報	復興本部設置後～	関係各局 区役所	・避難生活に欠かせない生活支援情報等については、地域防災拠点を通して広報を行う。 ・情報提供は、チラシや災害情報に関する印刷物、掲示板等を活用して行う。
報道機関への発表	復興本部設置後～	市長室	・復興施策の内容及び実施状況、生活関連情報等で、市民に提供する必要があると認められるものを報道機関に発表する。

○留意事項

- ・ 他自治体へ一時的に避難している市民に対しても、県及び他自治体と連携を図り広報を実施する。（県及び他自治体の広報紙や公式ウェブサイトへの掲載など）
- ・ 広報紙やチラシ等の作成については、被災地内では印刷業者等も被災し対応できないことがあることに留意する。

○事前対策

- ・ 広報する事項、内容、手段については、事前に整理をしておく必要がある。

(2) 相談・各種申請の受付

○概要

発災後、できるだけ早期に市役所および区に「総合支援窓口」を開設し、様々な生活上の不安や問題を抱えた被災者からの問合せ・相談・要望に応じる。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
被災相談窓口の設置	災害対策本部設置後～	市民経済局 区役所	・市役所内及び区役所内に被災者のための相談窓口を設置し、災害市民相談を実施する。
総合支援窓口の設置 (ワンストップ窓口)	災害復興本部設置後～	復興組織	・市民ニーズの高まりにより、市役所内及び区役所内に様々な手続きを1箇所で可能にする「総合支援窓口」を設置する。 ・関係各局の個別相談と連携した復興に向けた被災者の総合的な生活支援等を行う。

○留意事項

- ・ 各種申請の受付にあたっては、受付方法、場所、期間、関連する相談対応について他部門での各種申請等と調整する。
- ・ 相談や申請の受付にあたっては、プライバシーへの配慮が必要なため、情報管理、相談場所における配慮にも留意する。

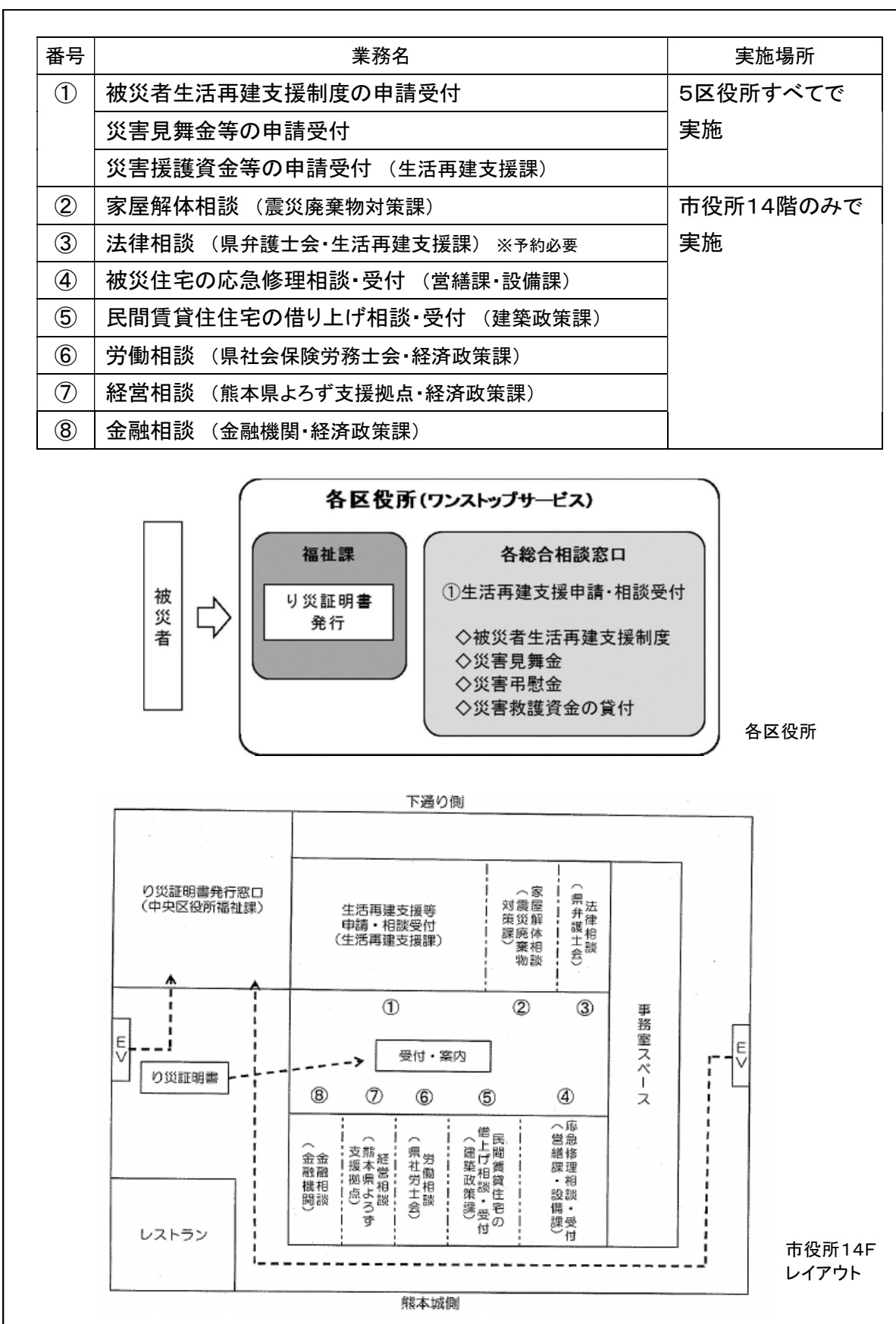
○事前対策

- ・ 相談・申請内容、種類等について、事前に検討（想定）しておく必要がある。



特別行政相談所の様子【宮城県七ヶ浜町】
(出典:総務省 Web サイト)

(参考2) 熊本地震における熊本市の総合相談窓口体制



(参考3) 関係機関との連携について

相談内容	関係機関		主な連携の内容
	県	その他※	
住宅相談	住宅計画課	機構、事務所協会	- 市は相談窓口の設置を県へ報告するとともに、必要に応じて相談員の派遣を要請する。 - 県は、市から要請に基づき、(独)住宅金融支援機構及び(公社)愛知県建築士事務所協会へ相談員派遣の協力要請を行う。 - 相談窓口は原則として市に設置し、県は市からの専門的な相談を主とし、バックアップする体制をとる。
雇用相談	労働福祉課、就業促進課	労働局	国（愛知労働局）、県と情報提供・交換などの連携を図り、効果的な運用に努める。 ●相談体制フロー図
企業相談	産業労働政策課	経産局、労働局、政金、商工	各関係機関にて設置される個別相談窓口や、県総合窓口と相互の情報共有を図ることで、現況の把握や相談対応の精度向上、地域格差の解消を図る。 ●総合相談窓口設置における関係機関との連携

※ 略称は以下を示す。
機構:(独)住宅金融機構 / 事務所協会:(公社)愛知県建築士事務所協会 / 労働局:愛知労働局
経産局:中部経済産業局 / 政金:日本政策金融公庫、商工組合中央金庫
商工:商工会議所・商工会・愛知県中小企業団体中央会

■詳細については、「愛知県 被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」(平成 28 年 3 月)の以下の内容を参照。

- ・対策分野 1 住宅対策 (1-1 住宅対策必要世帯数の推計)
- ・対策分野 2 雇用・就業対策 (2-2 被災状況把握、相談窓口の設置・運営)
- ・対策分野 7 商工業の早期復旧支援 (7-3 相談窓口の設置)

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章